

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
 大阪市役所  
 大阪市北区中之島 1-3-20  
 電話 06-6208-7444

## 目次

### 告示

落札者等の公示	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	3
開発行為に関する工事の完了	5
開発行為に関する工事の完了	5
開発行為に関する工事の完了	6
指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立西成市民館）	7
大阪市立姫島こども園の臨時開館及び臨時休館の承認	10
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	10
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止	11
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	12
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	15
平林四号池東地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事 項の縦覧	16
平成 25 年大阪市告示第 307 号（道路法に基づく道路と駅前広 場の効用を兼ねる施設の管理に係る道路管理者と鉄道事業者が 締結した協定の内容）の一部改正	17
道路法違反物件の除却	17
市道の区域変更	18
市道の供用開始	18
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 追加指定	20
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 追加指定	20
大阪市立住之江会館の臨時休館の承認	20
一般競争入札の執行（自主防災指導業務委託）	21
一般競争入札の執行（消防訓練指導業務委託）	24
一般競争入札の執行（防災実技講習業務委託）	27
一般競争入札の執行（応急手当普及啓発業務委託）	30
一般競争入札の執行（中央高等学校 情報教育用コンピュータ 機器の借入れ）	33
消防法に基づく消防用設備等の設置維持命令	36

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表	36
公 告	
一般競争入札の執行（大宮ほか1自転車保管所古自転車等の売 払い等）	71
一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	75
共済組合公告	
大阪市職員共済組合定款の一部変更	78
平成26年大阪市職員共済組合公告第4号（大阪市職員共済組 合定款の一部変更）の一部訂正	78
公立大学法人大阪市立大学公告	
平成25年度財務諸表（公立大学法人大阪市立大学）の公告	78

## 告 示

### 大阪市告示第1372号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随  
意契約の場合はその理由

◎人事室総務課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①大阪市総務事務センター運営事業に関する包括的業務委託 長期継続一式
- ②総合評価一般競争入札 ③26. 8. 21 ④アクセンチュア株式会社（東京  
都港区赤坂1丁目11番44号 赤坂インターシティ） ⑤3, 152, 880, 000円
- ⑥26. 5. 13

（人事室総務課）



### 大阪市告示第1373号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年9月8日
申請書を受理した日	平成26年9月25日
名 称	特定非営利活動法人韓国文化普及機構
代表者の氏名	松岡 良三
主たる事務所の所在地	大阪市大正区三軒家東2丁目2番23-406号
定款に記載された目的	この法人は、多くの日本のかたがたに、日韓両国の文化交流のための事業を行いもって、日本と韓国両国の正しい歴史認識や相互理解を深め、かつ、より親密で友好的な関係の構築を図ることを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

#### 大阪市告示第1374号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年8月15日
申請書を受理した日	平成26年9月25日
名 称	特定非営利活動法人大阪フットボールクラブ
代表者の氏名	船曳 英三
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区立葉1丁目4番7号
定款に記載された目的	この法人は、広く市民とともにスポーツ、サッカー等の振興を図ることにより、青少年の健全発達、壮年及びシニア年齢層の健康維持増進を企画し、また地域のコミュニケーションの場を通じて優良なコミュニティを形成し、さらにサッカーの持つ国際性から海外との交流を推進す

	る等、今後の市民の目指す方向性を考慮に入れつつ、市民の活動に積極的に協力することにより公益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年9月9日
申請書を受理した日	平成26年9月25日
名 称	特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会
代表者の氏名	上野 哲人
主たる事務所の所在地	大阪府八尾市都塚1丁目9番地
定款に記載された目的	この法人は大阪府下の中途失聴者、難聴者（以下「難聴者等」という）をはじめ広く聴覚障害者の社会参加促進のため、障害の有無を超えた幅広い交流活動を行い、難聴者等の生活の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年9月9日
申請書を受理した日	平成26年9月25日
名 称	NPO法人えん
代表者の氏名	波多野 洋子
主たる事務所の所在地	大阪市生野区桃谷1丁目4番12号
定款に記載された目的	この法人は、障がいがある人もない人もあたりまえに地域で生活をし、個々の個性を尊重しながら、みんなで喜怒哀楽を共にし、日々を過ごすことのできる地域社会をつくることに寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年8月29日
申請書を受理した日	平成26年9月26日
名 称	特定非営利活動法人日本スピリチュアルケアワーカー協会
代表者の氏名	山添 正
主たる事務所の所在地	大阪府中央区安堂寺町2丁目1番10号
定款に記載された目的	この法人は、社会のあらゆる場面で活動できる技術と精神性をもったスピリチュアルケアワーカーを養成し、共に調和ある社会の建設をめざし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

**大阪市告示第1375号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成26年7月16日 大阪市指令都計（開）第13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市西成区南津守7丁目67番1の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府中央区南船場2丁目9番14号  
株式会社日商エステム  
代表取締役 浅井 悦裕
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	42.460m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	4.800m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート1ヵ所 新 設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

**大阪市告示第1376号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成26年7月23日 大阪市指令都計（開）第22号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市鶴見区茨田大宮4丁目530番1、530番5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市鶴見区横堤5丁目13番47号

株式会社三和住宅  
代表取締役 山畠 敬右

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	5.000m	47.770m	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む
下水道	D=200mm	5.500m	大阪市		集水ます型 (インバート付) 1カ所 新設工
下水道	D=150mm	0.500m	大阪市		集水ます型 (インバート付) 1カ所 新設工
下水道	D=150mm	5.500m	大阪市		集水ます型 (インバート付) 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	4.250m	大阪市		集水ます型 (インバート付) 1カ所 撤去工
下水道			大阪市		集水ます型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第1377号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年9月9日 大阪市指令都計(開)第25-30号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港中8丁目9番6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区築地6丁目19番20号

株式会社ニチレイロジグループ本社

代表取締役 松田 浩

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 706.58m <sup>2</sup>
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽 40 t 1基 (採水口付)

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1378号

大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号。以下「条例」という。）第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒 557-0002 大阪市西成区太子1丁目15番17号

福祉局生活福祉部自立支援課

電話 06-6644-5119

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立西成市民館

所在地 大阪市西成区萩之茶屋2丁目9番1号

(2) 業務の範囲

ア 地域福祉に関する情報の収集及び提供

イ 講演会、講習会及び教養講座の開催

ウ レクリエーション活動その他地域住民の交流の機会の提供

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 管理の基準

ア 休館日

① 日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日

② 12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後9時まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

### 3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。若しくは複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する条件

ア 条例第14条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

キ 法人税、消費税及び地方消費税、法人本部所在地の直近3年度分の市町村民税を滞納していないこと

ク 施設の管理運営に必要な資格等を有していること

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成又は指定管理者指定申請書の提出までにSPC（特定目的会社）などを設立すること

イ 最低出資比率は、15%とする

ウ 申請にあたっては、代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書類提出後、代表者及び構成員の変更は原則とし

て認めない。

(3) 連合体の構成員（代表者を含む）に関する条件

ア すべての構成員が(1)の条件を満たすこと

イ 単独で応募した法人等は、本案件において連合体の構成員となることができない。

ウ 各構成員は、複数の連合体の構成員となることができない。

エ 代表者は出資比率が50%を超えるものとし、業務の遂行に責任をもつこと

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第15条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成26年10月17日（金）から同年12月16日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後0時15分まで及び午後1時30分から午後5時まで、無償で交付する。

また、大阪市福祉局ホームページからダウンロードできる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

① 指定管理者指定申請書に関する誓約書

② 法人等の概要

③ 定款・寄附行為及び法人登記事項証明書

④ 事業報告書（直近3決算期又は3事業年度分）

⑤ 財産目録、貸借対照表、損益計算書等財務諸表（直近3決算期又は3事業年度分）

⑥ 法人等の事業計画書及び収支予算書

⑦ 印鑑証明書（指定申請書提出日より3カ月以内に発行され最新の状態が反映されているもの）

⑧ 役員名簿及び履歴書

⑨ 納税証明書

⑩ 障がい者雇用状況報告書及び障がい者法定雇用率未達成企業にあつては、障がい者雇入れ計画書

## ⑪ 事業計画書及び収支計画書

## エ 受付期間

平成26年12月9日（火）から同月16日（火）（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時30分から午後0時15分まで及び午後1時30分から午後5時まで

## 5 申請する者に要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当課より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は、仮協定の締結に応じること

## 6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語  
日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（福祉局生活福祉部自立支援課）

~~~~~

**大阪市告示第1379号**

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 臨時開館

| 施設名        | 月日             | 供用時間         |
|------------|----------------|--------------|
| 大阪市立姫島こども園 | 平成26年10月19日（日） | 午前9時から午後5時まで |

## 2 臨時休館

| 施設名        | 月日             |
|------------|----------------|
| 大阪市立姫島こども園 | 平成26年10月20日（月） |

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）

~~~~~

**大阪市告示第1380号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①Be. Maroo合同会社 大阪市住吉区殿辻一丁目9-10 住吉建物Ⅱ号館203号 ②十色Aiki 大阪市住吉区墨江二丁目8番17号1F ③平成26年9月1日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752020111

①株式会社ファイブアカデミー 東京都中央区八丁堀二丁目16番3号 ②スマートキッズプラス東淀川 大阪市東淀川区菅原四丁目6番30号 ツインコート101 ③平成26年9月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2753020128

①株式会社たいらか 大阪府守口市京阪北本通4番12-401号 ②放課後等デイルミナス 大阪市鶴見区放出東三丁目34番7号 ロイヤルアークグランデールタワー1階 ③平成26年9月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220177

①有限会社ケイズ・カンパニー 大阪市東住吉区湯里五丁目14番3号 ②児童福祉施設 デイドリーム 大阪市東住吉区駒川三丁目22番15号 ③平成26年9月1日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2750820140

①ジェネファ薬品株式会社 大阪市中央区法円坂一丁目4番10号 ②にじいろ 大阪市都島区東野田町一丁目12番6号 ③平成26年9月1日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2755220098

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

### 大阪市告示第1381号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①特定非営利活動法人ほっと 大阪市都島区都島中通三丁目17番6号 グランドウエ301号室 ②デイサービスほっと。 大阪市都島区都島中通三丁目17-6-301 ③平成26年7月31日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・保育所等訪問支援 ⑤障がい児 ⑥2755220015

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

  
**大阪市告示第1382号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①エールサービス株式会社 大阪府枚方市東香里二丁目5番14号 ②エールサービス南住吉 大阪市住吉区南住吉一丁目3番17号 グラスヒル・フジオカ503号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2712001417

①株式会社わかくさ 大阪市住之江区御崎五丁目14番11号 ②サポートセンターわかくさ 大阪市住之江区御崎五丁目14番11号 クレセントマンションB108号 ③平成26年9月1日 ④行動援護 ⑤知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715900029

①株式会社水際 大阪市生野区勝山南四丁目1番25号 ②いこい介護センター 大阪市生野区勝山南四丁目1番25号 ③平成26年9月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2712200795

①有限会社アート 大阪市西成区玉出中二丁目9番8号 ②アート訪問介護サービス 大阪市西成区千本南一丁目16番2号 ③平成26年9月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・難病等対象者 ⑥2713300289

①有限会社マザー介護 大阪市西淀川区野里一丁目25番5号 ②有限会社マザー介護 大阪市西淀川区野里一丁目25番5号 ③平成26年9月1日 ④行動援護 ⑤知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2711000188

①合同会社ヘルパーステーションつくし 大阪府東大阪市足代新町17番2号 ②ヘルパーステーションつくし&つくし 大阪市平野区流町二丁目6番1号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715802407

①株式会社美之倉 大阪市北区中津一丁目18番8号 NPビル2F ②やすらぎの苑 中津 大阪市北区豊崎四丁目11番11号 ユーハイツ101 ③平成26年9月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2714100811

①株式会社エタニティライフ 大阪市西成区玉出東一丁目13番9号 ②エタニティサポート平野 大阪市平野区瓜破四丁目1番44号 カデンツァ瓜破106号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715802381

①合同会社陽だまり 大阪市港区弁天三丁目16番20号 ②合同会社陽だまり

大阪市西区千代崎二丁目6番4号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2711800587

①メディカル・ケア・サービス株式会社 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番地3 ②愛の家訪問介護ステーション大阪京橋 大阪市都島区東野田町一丁目16番5号 フレアコート京橋204号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715200768

①メディカル・ケア・サービス株式会社 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番地3 ②愛の家訪問介護ステーションうえいくあっぷ 大阪市北区東天満二丁目2番15号 第六新興ビル5階501-502号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2714100936

①株式会社リリーベル 大阪市阿倍野区阿倍野元町14番3号 ②リリーベル介護サービス 大阪市阿倍野区阿倍野元町14番3号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2712300942

①太陽不動産株式会社 大阪市平野区长吉長原西一丁目5番18号 ②友介護サービスセンター 大阪市平野区长吉出戸四丁目3番3号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715802399

①村上孝建設株式会社 大阪市西成区津守三丁目4番13号 ②ヘルパーステーション津守 大阪市西成区津守三丁目4番13号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2713302590

①株式会社りあんサポート 大阪市浪速区難波中三丁目16番11号 ②りあんサポート 大阪市浪速区難波中三丁目16番11号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2714300718

①合同会社たから 大阪市東住吉区矢田一丁目3番15号 ②ヘルパーステーションオリーブ 大阪市東住吉区矢田一丁目3番15号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2710801560

①ケアセンターまごころ株式会社 大阪市西淀川区大和田五丁目10番9号 ②ケアセンターまごころ 大阪市西淀川区大和田五丁目10番9号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者 ⑥2711000667

①株式会社介護ステーション 大阪市西成区玉出西一丁目3番27号 ②いろいろ 大阪市西成区玉出西一丁目3番27号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2713302608

①株式会社ふうび 大阪市生野区田島三丁目1番28号 ②ふうびケアサービス  
大阪市生野区田島三丁目1番17号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度  
訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい  
児・難病等対象者 ⑥2712201710

①フロムハート大阪株式会社 大阪市城東区野江三丁目11番6号 ②フロムハ  
ートケアステーション 大阪市東住吉区今川四丁目21番15号 エミール今川302  
号 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障が  
い者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2710801578

①株式会社コスモスプランニング 大阪市北区天神橋六丁目5番7号 ②コス  
モスプランニングヘルパーステーション 大阪市北区天神橋六丁目5番31号  
コーポ井上101号室 ③平成26年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行  
援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象  
者 ⑥2714100944

①スターマインド株式会社 大阪市生野区生野西一丁目5番9号 ②ライフイ  
ズケア 大阪市生野区生野西一丁目5番9号 ③平成26年9月1日 ④居宅介  
護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児  
・難病等対象者 ⑥2712201728

①株式会社西日本企業開発 大阪市生野区巽西三丁目19番22号 ②ケアサービ  
ス常楽園 大阪市生野区巽西四丁目9番4号 ③平成26年9月1日 ④居宅介  
護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児  
・難病等対象者 ⑥2712201736

①エージェントラボ株式会社 大阪市淀川区十三東一丁目11番28号 光第8ビ  
ル2F ②Jewel Box 大阪市淀川区十三東一丁目11番28号 光第8  
ビル2階A ③平成26年9月1日 ④就労継続支援(A型) ⑤身体障がい者  
・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2719101210

①株式会社きびもく 大阪市中央区淡路町二丁目5番11号 小西酒店ビル ②  
GIVE&GIFT 大阪市中央区淡路町二丁目5番11号 小西酒店ビル1階  
・2階・5階 ③平成26年9月1日 ④就労継続支援(B型) ⑤身体障がい  
者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2719400836

①NPO法人ユートピアにし 大阪市西区九条南一丁目11番22号 ②グループ  
ホームにし 大阪市大正区小林西一丁目5番2号 ③平成26年9月1日 ④共  
同生活援助 ⑤身体障がい者・知的障がい者 ⑥2722700057

①NPO法人ユートピアにし 大阪市西区九条南一丁目11番22号 ②グループ  
ホームにし 大阪市大正区小林西一丁目5番2号 ③平成26年9月1日 ④短  
期入所 ⑤身体障がい者・知的障がい者 ⑥2712700596

①特定非営利活動法人ビハーラ21 大阪市平野区喜連一丁目6番36号 ②ワ  
ークスビハーラ21あかんのん 大阪市旭区清水四丁目3番17号 K'sコー  
ト清水 ③平成26年9月1日 ④就労継続支援(B型) ⑤身体障がい者・知  
的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2713100986

①一般社団法人FAITHワークサポート 大阪市淀川区塚本三丁目13番16号

②F A I T Hワークサポート 大阪市中央区南船場二丁目6番10号 ツチノビル401号室 ③平成26年9月1日 ④就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2719400828

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

### 大阪市告示第1383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の規定により告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人はなきりん会 大阪市中央区上汐二丁目2番15号 ②あゆみ  
大阪市中央区上汐二丁目2番15号 ③平成26年7月31日 ④生活介護 ⑤知的  
障がい者 ⑥2719400513

①社会福祉法人慶生会 大阪市生野区巽東四丁目11番10号 ②瑞光苑ホームヘルプサービス 大阪市生野区小路三丁目17番10号 ③平成26年8月31日 ④同行援護 ⑤身体障がい者 ⑥2712200126

①社会福祉法人慶生会 大阪市生野区巽東四丁目11番10号 ②大池橋ヘルパー  
ステーション 大阪市生野区中川六丁目9番29号 ③平成26年8月31日 ④同  
行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2712200134

①株式会社クロモン 大阪市中央区高津三丁目8番20号-101号 ②くろもん介  
護センター 大阪市中央区高津三丁目8番20号 リバティパレス101号 ③平  
成26年8月31日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥  
2719400463

①株式会社ケアプランセンターあんしん倶楽部 大阪市港区磯路三丁目11番7  
号 ②ケアプランセンターあんしん倶楽部 大阪市港区弁天四丁目12番10号  
③平成26年8月31日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2710400025

①株式会社さち介護センター 大阪市西区本田三丁目2番1号 ②ライフケア  
きずな 大阪市西区安治川二丁目1番27号 ③平成26年8月31日 ④同行援護  
⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2711800363

①株式会社夢空間 大阪市住之江区御崎六丁目1番3号 タカラビル2階 ②  
ヘルパーステーション夢空間 大阪市住之江区御崎六丁目1番3号 タカラビ  
ル3階2号室 ③平成26年8月31日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護  
⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥  
2715900896

①有限会社サクセスタイム 大阪市都島区御幸町二丁目5番1号 ②グレイス  
スワン 大阪市都島区御幸町二丁目5番1号 3階 ③平成26年7月31日 ④  
居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障  
がい者・障がい児 ⑥2715200404

①有限会社プランニング富士 大阪市平野区长吉長原四丁目13番27号 ②エー  
ル介護支援センター 大阪市平野区长吉長原四丁目13番27号 ③平成26年8月  
31日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2715800476

①株式会社ケイトムイースト 大阪市城東区成育二丁目1番1号 堀ビル310  
②ケイトム障害者支援サービス 大阪市城東区成育二丁目1番1号 堀ビル310  
③平成26年8月31日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・難病等対象  
者 ⑥2714401011

①株式会社レインボー 大阪市旭区清水四丁目3番17号 ②訪問介護ステー  
ションレインボー 大阪市旭区清水四丁目3番17号 K'sコート清水1F ③  
平成26年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・  
知的障がい者・精神障がい者 ⑥2713100861

①M-R株式会社 大阪市住吉区长居東一丁目22番17号 ②あいあいケアステ  
ーション 大阪市住吉区长居東一丁目22番17号 ③平成26年7月31日 ④同行  
援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2712001243

①株式会社エルテック 大阪市浪速区敷津東一丁目4番17号 ②介護センター  
エル 大阪市浪速区敷津東一丁目4番17号 ③平成26年8月31日 ④同行援護  
⑤身体障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2714300635

①株式会社ツジモト 大阪市西成区花園北二丁目8番2号 和伸ビル101号  
②ホームヘルプセンターあんたく 大阪市西成区花園北二丁目8番2号 和伸  
ビル101号 ③平成26年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤  
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥  
2713302434

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

#### 大阪市告示第1384号

平林四号池東地区土地区画整理事業の事業計画変更認可申請があったため、  
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第51条の10第2項において準用する  
同法第51条の8第1項の規定により、当該事業計画の変更にかかる事項を公衆  
の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の  
規定により次のとおり公告する。

なお、当該事業計画の変更にかかる事項について意見のある利害関係者は、  
平成26年11月13日までに大阪市長に意見書を提出することができる。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 縦覧期間

平成26年10月17日から同月30日まで

## 2 縦覧時間

午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

## 3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

都市整備局企画部区画整理課

(土曜日、日曜日及び祝日は庁舎内駐車場を閉鎖していますので、当該駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。)

(都市整備局企画部区画整理課)

---

**大阪市告示第1385号**

平成25年大阪市告示第307号（道路法に基づく道路と駅前広場の効用を兼ねる施設の管理に係る道路管理者と鉄道事業者が締結した協定の内容）で告示した内容について、管理区分の変更が生じたため次のとおりその内容を告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

第3条の「兼用工作物の管理は道路管理者が行う。但し、照明灯、配電盤及びその関連施設の管理は鉄道事業者が行う。」を「兼用工作物の管理は道路管理者が行う。」に改める。

(建設局管理部路政課)

---

**大阪市告示第1386号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年10月31日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
大阪和泉泉南線	天王寺区生玉町4丁目1番先	台車、布団等
城北矢田線	生野区生野西4丁目21番先	照明灯
築港深江線	西区阿波座2丁目2番先	カラーコーン等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋下 徹

路線名	区 間	旧 新 別	敷地の	敷地の
			幅員	延長
東住吉区 第1798号線	東住吉区駒川1丁目 28番の7地先から 同 区同 1丁目 30番の1地先まで (参考図参照)	旧	m 6.0	m 7.0
		新	7.2	7.0

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

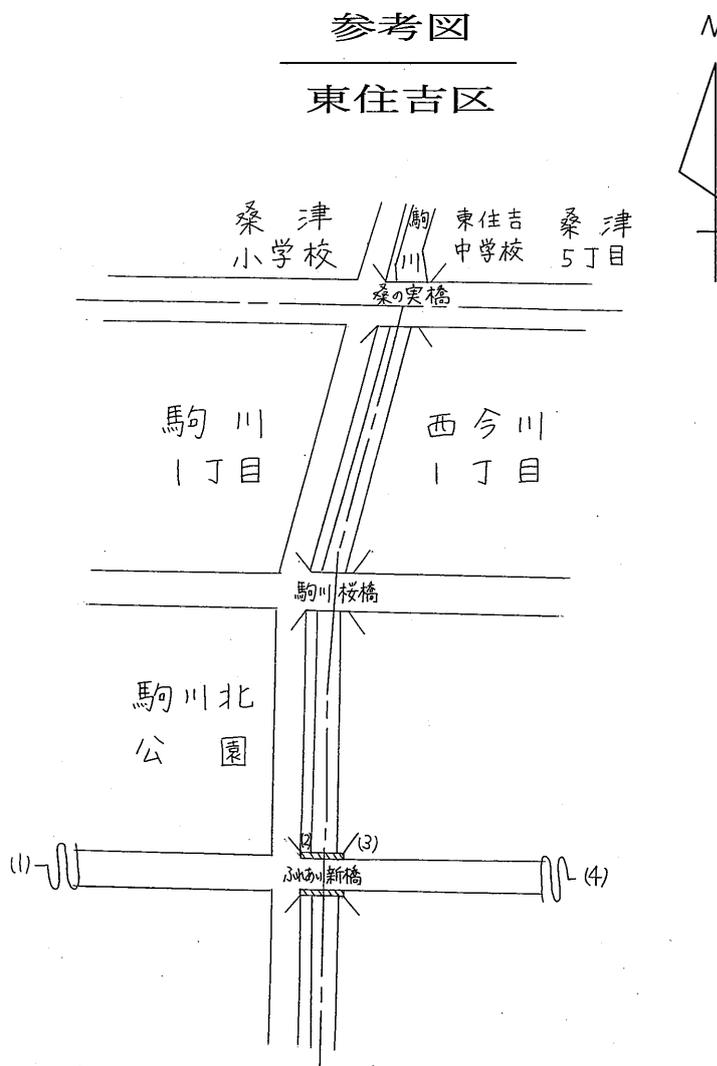
平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

路線名	区 間	供用開始の期日
東住吉区 第1798号線	東住吉区駒川1丁目 28番の7地先から 同 区同 1丁目 30番の1地先まで (参考図参照)	告 示 の 日

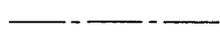
参考図

東住吉区



凡 例

 新たに道路となる部分

 町 丁 界

説 明

東住吉区第1798号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

(建設局管理部管理課)

## 大阪市告示第1389号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地	指定日
紀陽銀行	富田林支店	〒586-0023 大阪府河内長野市野作町3番53号 紀陽銀行 河内長野支店2階	平成26年 10月29日

(会計室会計管理担当)

## 大阪市告示第1390号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地	指定日
永和信用金庫	うめきた支店	〒531-0076 大阪市北区大淀中2丁目8番12号	平成26年 11月25日

(会計室会計管理担当)

## 大阪市告示第1391号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日
大阪市立住之江会館	平成26年10月27日(月)

(住之江区役所政策推進室)

大阪市告示第1392号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
大阪市消防局総務部総務課(調達)  
電話 06-4393-6050

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
自主防災指導業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市内全域
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置(以下「停止措置」という。)を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 09研修」または「13 その他代行 18災害対策」または「13 その他代行 26その他」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問合せ先  
上記「1 担当」に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成26年11月14日(金)までの毎日(大阪市の休日を定め

る条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ

（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/26-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html)）において無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成26年11月14日（金）午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

上記「1 担当」に同じ

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時 平成27年1月13日（火）午前10時30分から午前11時まで

イ 入札執行場所 大阪市消防局庁舎 3階入札室

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに上記「1 担当」に必着のこと

(2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除（見積った契約希望金額の100分の3以上）

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあつては、落札を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、6(6)の落札者決定基準の「技術的評価」の得点が最も高い者を落札候補者とし、「技術的評価」においても得点の最も高い者が複数存在する場合は、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

#### (6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ50点、50点とする。

ウ 「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ8点、16点、4点、16点、6点とする。

・「履行体制」については、「業務実施計画について」及び「危機管理対策について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

・「業務従事者の資格及び経験」については、「資格取得状況について」及び「業務経験について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、12点とする。

エ 本基準の詳細は、入札説明書による。

#### 7 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が配付した入札書を用いないでした入札
- (3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格調査根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

#### 8 その他

- (1) 契約の締結は、平成27年度予算が発効したときとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) この契約は地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

( 消防局総務部総務課 )

大阪市告示第1393号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
大阪市消防局総務部総務課(調達)  
電話 06-4393-6052

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
消防訓練指導業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市内全域
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置(以下「停止措置」という。)を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 09研修」または「13 その他代行 18災害対策」または「13 その他代行 26その他」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問合せ先  
上記「1 担当」に同じ

## (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成26年11月14日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ

（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/26-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html)）において無償により交付する。

## (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成26年11月14日（金）午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）

## (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

## 5 契約条項を示す場所

上記「1 担当」に同じ

## 6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

## (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時 平成27年1月13日（火）午後1時30分から午後2時まで

イ 入札執行場所 大阪市消防局庁舎 3階入札室  
〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに上記「1 担当」に必着のこと

## (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除（見積った契約希望金額の100分の3以上）

ただし、正当な理由が無く契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあつては、落札を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

## (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、6(6)の落札者決定基準の「技術的評価」の得点が最も高い者を落札候補者とし、「技術的評価」においても得点の最も高い者が複数存在する場合は、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

#### (6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ50点、50点とする。

ウ 「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ8点、16点、4点、16点、6点とする。

・「履行体制」については、「業務実施計画について」及び「危機管理対策について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

・「業務従事者の資格及び経験」については、「資格取得状況について」及び「業務経験について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、12点とする。

エ 本基準の詳細は、入札説明書による。

#### 7 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が配付した入札書を用いないでした入札
- (3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格調査根拠資料を提出しなかった調査基準を下回る価格の入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

#### 8 その他

- (1) 契約の締結は、平成27年度予算が発効したときとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないもの

とする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

( 消防局総務部総務課 )

大阪市告示第1394号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
大阪市消防局総務部総務課(調達)  
電話 06-4393-6051

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
防災実技講習業務委託 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市高度専門教育訓練センター
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置(以下「停止措置」という。)を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 09研修」または「13 その他代行 18災害対策」または「13 その他代行 26その他」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問合せ先  
上記「1 担当」に同じ
  - (2) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成26年11月14日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ  
([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/26-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html))において無償により交付する。
  - (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公告の日から平成26年11月14日（金）午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）
  - (4) 入札参加申請書等の受付場所  
入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所  
上記「1 担当」に同じ
- 6 入札手続等  
本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること
- (1) 入札執行の日時及び場所
    - ア 入札書受付日時 平成27年1月14日（水）午前10時30分から午前11時まで
    - イ 入札執行場所 大阪市消防局庁舎 3階入札室  
〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに上記「1 担当」に必着のこと
  - (2) 入札保証金等
    - ア 入札保証金 免除（見積もった契約金額の100分の3以上）  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
    - イ 契約保証金 要  
ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
    - ウ 保証人 不要
  - (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、6(6)の落札者決定基準の「技術的評価」の得点が最も高い者を落札候補者とし、「技術的評価」においても得点の最も高い者が複数存在する場合は、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

## (6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ50点、50点とする。

ウ 「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ8点、16点、4点、16点、6点とする。

- ・「履行体制」については、「業務実施計画について」及び「危機管理対策について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

- ・「業務従事者の資格及び経験」については、「資格取得状況について」及び「業務経験について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、12点とする。

エ 本基準の詳細は、入札説明書による。

## 7 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が配布した入札書を用いないでした入札
- (3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格調査根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

## 8 その他

- (1) 契約の締結は、平成27年度予算が発効したときとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置

要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

( 消防局総務部総務課 )

大阪市告示第1395号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
大阪市消防局総務部総務課(調達)  
電話 06-4393-6052

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
応急手当普及啓発業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市内各消防署本署、その他当局が指定する場所
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置(以下「停止措置」という。)を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 09 研修」または「13 その他代行 26その他」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問合せ先  
上記「1 担当」に同じ

## (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成26年11月14日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ

([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/26-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html))において無償により交付する。

## (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成26年11月14日（金）午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）

## (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

## 5 契約条項を示す場所

上記「1 担当」に同じ

## 6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

## (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時 平成27年1月14日（水）午後1時30分から午後2時まで

イ 入札執行場所 大阪市消防局庁舎 3階入札室  
〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに上記「1 担当」に必着のこと

## (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除（見積もった契約希望金額の100分の3以上）

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあつては、落札を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

## (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、6(6)の落札者決定基準の「技術的評価」の得点が最も高い者を落札候補者とし、「技術的評価」においても得点の最も高い者が複数存在する場合は、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

#### (6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ50点、50点とする。

ウ 「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ8点、16点、4点、16点、6点とする。

・「履行体制」については、「業務実施計画について」及び「危機管理対策について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

・「業務従事者の資格及び経験」については、「資格及び配置状況について」及び「業務経験及び指導経験について」に区分して評価し、その配点をそれぞれ10点、6点とする。

エ 本基準の詳細は、入札説明書による。

#### 7 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が配付した入札書を用いないでした入札
- (3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格調査根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

#### 8 その他

- (1) 契約の締結は、平成27年度予算が発効したときとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないもの

とする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

( 消防局総務部総務課 )

大阪市告示第1396号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課(調達)  
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量  
中央高等学校 情報教育用コンピュータ機器一式  
(電子入札案件とする。)
- (2) 長期借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (3) 借入期間 平成27年3月1日から平成32年2月29日まで
- (4) 借入場所 仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成26年10月31日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること

- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

#### 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成26年10月31日（金）まで無償により交付する。  
※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を平成26年10月31日（金）午後5時まで無償にて交付する。  
（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公告の日から平成26年10月31日（金）午後5時まで（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所  
入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ① 入札書受付期間  
平成26年12月11日（木）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - ② 開札予定日時  
平成26年12月15日（月）午前10時
  - ③ 場所  
システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
  - ① 入札書受付期間  
平成26年12月15日（月）午前9時45分から午前10時まで
  - ② 開札予定日時  
平成26年12月15日（月）午前10時
  - ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成26年12月12日（金）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年10月31日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be long term leased:

Information Education computer suite for Osaka City Chuo senior

high school

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 31 October 2014

- (3) The date and time for the submission of tenders:

1. On the Osaka city Electronic Tender System:

from 9:00AM, 11 December 2014 to 5:00PM, 12 December 2014

2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 15 December 2014

3. By post : 5:00PM, 12 December 2014

- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

---

### 大阪市(消)告示第33号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月17日

大阪市消防長 打明茂樹

- 1 防火対象物の所在地

大阪府中央区久太郎町3丁目4番15号

- 2 防火対象物の名称

小林孫商事株式会社

- 3 命令を受けた者の氏名

小林 右宜

- 4 命令事項

- (1) 平成26年10月31日までに、各階に消火器を設置すること  
(2) 平成26年10月31日までに、避難口誘導灯を設置すること  
(3) 平成26年10月31日までに、階段通路誘導灯を設置すること

- 5 命令年月日

平成26年9月30日

(消防局予防部予防課)

---

### 大阪市監査委員告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月17日

大阪市監査委員 貴 納 順 二  
 同 阪 井 千鶴子  
 同 石 原 信 幸  
 同 松 崎 孔

**監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表**

- 1 通知を行った者の氏名  
 大阪市長 橋下 徹  
 大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄
- 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監19の第13号

監査の対象：平成18年度随時監査等 貸付金等に係る事務（Ⅲ法人向貸付金、Ⅳ法人向貸付金に関する意見

所管所属：建設局

通知を受けた日：平成26年9月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1 (1) ウ	<p>Ⅲ 法人向貸付金                      貸付金の回収に努める要のあるもの</p> <p>大阪都市計画都市高速鉄道関西本線今宮・湊町間連続立体交差事業にかかわる社会資本整備特別措置法に基づく無利子貸付金（建設局162）は、株式会社湊町開発センター（以下「MDC」という。）に対して、平成元年度から平成9年度にかけて計112億1,627万円を貸し付けたものである。</p> <p>平成6年度から償還開始の予定であったが、平成6年度及び平成7年度の本貸付金に係る償還は猶予し、さらに一部を除いて平成14年度末まで償還猶予</p>	<p>株式会社湊町開発センター（以下この項において「MDC」という。）に対する償還については、経営再建中であることから、毎年償還計画の一部を繰り延べる契約変更を行ってきた。</p> <p>平成25年11月1日付けでMDCから償還計画変更の依頼があったため、償還計画の抜本的な見直しについて協議を行った結果、現在の経営状況や公共施設・建物の大規模修繕にかかる資金確保の必要性を踏まえ、協議に応じる必要があると判断し平成26年8月13日付けで契約変更を行った。</p>	措置済	平成26年8月13日

<p>を延長し、以降は、公共事業にかかるとして本市と西日本旅客鉄道株式会社がMDCに支払う分担金をもとに償還することとした。</p> <p>平成15年度から平成17年度においては毎年度当初契約の償還年額7億4,773万円に対し、年額1億5,581万円が償還され、差額は繰延する契約変更を毎年行っている。</p> <p>今後は、早期完済に向け、経営状況見込を踏まえつつ、繰延分を含めた具体的な償還計画を策定の上、変更契約を行い、貸付金の回収に向け取り組まれない。</p> <p>MDCは平成16年2月12日に特定調停が成立したが、本貸付金の弁済方法については、別途協議の取扱いとされている。</p>	<p>今後とも経営再建中であるMDCの経営状況を注視し、貸付金の回収に努める。(平成26年8月13日措置済)</p>
--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報 告 番 号：報告監22の第21号

監 査 の 対 象：平成21年度定期監査等 契約管財局管財部管財担当及び財産活用担当所管事務

所 管 所 属：契約管財局

通知を受けた日：平成26年9月8日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (1)	<p>財産管理について</p> <p>財産の管理替等手続を要するもの</p> <p>普通財産として所管している土地について、他の部局において行政目的に供されているものが見受けられ、行政財産に財産区分の変更を行うとともに、速やかに関係部局と調整し、管理替手続を行われたい。</p>	<p>普通財産として所管している土地について、現況が公園あるいは道路として使用されており、他の部局において行政目的に供されているものについては、適切な財産管理を実施するため、関係部局と管理替についての協議を行い、平成22年11月1日に合意を得、管理替</p>	措置済	平成26年 6月16日

<p>現状がコミュニティ用地として使用されているにもかかわらず、貸付けあるいは使用承認手続がなされていないもの2件について、注意されたい。</p>	<p>にむけ調整を行った結果、現況が公園として使用されているものについては、平成23年11月17日に管理替が完了している。</p> <p>(平成23年11月17日措置済)</p> <p>現況がコミュニティ用地として使用されているにもかかわらず、使用承認手続がなされていない1件については、平成23年4月1日より、使用に際しての適正な手続を行い、文書により使用承認しているが、関係局と調整した結果、引き続きコミュニティ用地として全体の範囲を必要とすることから、平成25年度についても継続使用承認することとなった。</p> <p>(平成25年3月26日措置済)</p> <p>鎮魂碑のある土地については、関係局と調整した結果、平成26年度から地域コミュニティ用地として港区へ使用承認することとなった。</p> <p>(平成26年3月31日措置済)</p> <p>現況が道路として使用されているものについては、建設局と協議が整ったため、平成26年6月16日に管理替えを完了している。</p> <p>(平成26年6月16日措置済)</p>	
---	---	--

### 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監25の第19号

監査の対象：平成24年度定期監査等 港湾局所管の土木、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成26年10月1日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
7(4)	<p>産業廃棄物の適正な処分が確認できなかったので注意するよう求めたもの</p> <p>産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付し、当該運搬又は処分が終了したことを確認しなければならない。また、受注者等は、検査時には管理票の写し及び産業廃棄物の集計表を提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、3件の業務委託については、管理票の写し等を受領していないものや、管理票に記載しなければならない産業廃棄物の数量が未記載であったなど、管理票が適正に徴取されておらず、検査においても合格としていた。</p> <p>今後は、業務委託及び請負工事の監督や検査に際しては、産業廃棄物が関係法令を遵守し適正に処分されたことを確認するよう厳に注意されたい。</p>	<p>監督職員に対し、廃棄物が関係法令を遵守し適正に処分されたことを確認するよう、平成25年2月25・27日に業務委託の監督・検査業務に関する研修会を実施し、さらに平成25年5月21日に工事担当への研修会、平成25年5月24日に港湾施設管理者の担当への研修会を実施し、担当者への周知を行った。</p> <p>また、平成25年度業務委託の履行状況と主管担当による検査状況を、検査総括部署の工務担当が適宜確認し、組織内のチェックを徹底するとともに、関係する担当職員による港湾局監督・検査業務連絡会を、平成25年6月21日、9月10日、12月11日、及び平成26年4月3日に実施し、業務委託共通仕様書等に基づき、適正な監督・検査を実施し、業務委託の適正な履行の確保を徹底した。</p> <p>さらに、少量の産業廃棄物が生じる場合でも、適正処理について確認できるよう、産業廃棄物処理報告様式の内容の見直しを行った。</p>	措置済	平成26年 6月27日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監25の第28号

監査の対象：平成24年度随時監査等 水道事業及び工業用水道事業におけ

る固定資産の管理及び運用状況

所 管 所 属：水道局

通知を受けた日：平成26年9月22日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	<p>台帳の整理について改善するよう求めたもの</p> <p>台帳と財務会計システムとの整合性が取れていないものや固定資産の取得後に管理替や換地処分等を行ったものについて、台帳の取得年月日が管理替や換地処分等を行った日に変更されているものなどが多数見受けられた。</p> <p>また、管理替を行った際に固定資産整理番号を変更せずに台帳へ登録した結果、固定資産整理番号が重複しているものが見受けられた。</p> <p>台帳は固定資産の管理を行ううえで基本となるものであるもので、正確に記載、管理するよう改善されたい。</p>	<p>台帳の取得年月日が実際の取得年月日ではなく、管理替や換地処分等を行った日に変更されているものや、管理替を行った際に固定資産整理番号を変更せずに台帳へ登録した結果、固定資産整理番号が重複していたものについては、整理を図った。</p> <p>(平成25年6月26日一部措置済)</p> <p>財務会計システムから出力し、参考資料とともに保管している紙の固定資産台帳が、手入れ漏れ等により、財務会計システムの内容との整合性がとれていなかった件については、財務会計システムから出力される固定資産台帳の全件リスト(所属別確認一覧表)を用い、全紙台帳において、その整合性の確認を行うこととしていたが、事務の確実性及び効率性のさらなる向上の観点から、平成25年度決算額確定後に固定資産台帳を全件出力することに変更し、平成26年8月1日に出力を完了した。また、今年度からは、固定資産台帳の管理は参考資料を除き、財務会計システム上のみで行っている。</p>	措置済	平成26年 8月1日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監25の第36号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 一般財団法人大阪市環境保健協会

所管所属：健康局

通知を受けた日：平成26年9月18日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>公益法人会計基準に規定される附属明細書を作成するよう改善を求めたもの等</p> <p>平成20年改正会計基準では附属明細書（基本財産及び特定資産の明細・引当金の明細）の作成が求められているが、本法人の平成24年度決算において附属明細書が作成されていないので作成されたい。</p> <p>また、会計基準の理解を深め、作成された財務諸表等の妥当性を確認する体制を構築されたい。</p>	<p>・平成25年度（旧法人：会計年度 平成25年4月1日～平成25年6月2日）の決算書において作成を行った。</p> <p>・決算チェックリスト[公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成20年基準）を参照]により、第三者による財務諸表等の確認を平成25年度決算処理より行った。さらに、財務諸表等の確認結果を監事により確認した。</p>	措置済	平成26年 6月5日
2	<p>一年基準による貸借対照表項目の表示区分を適切に行うよう改善を求めたもの</p> <p>貸借対照表上の流動負債・未払金には、決算期末日から一年をこえて支払の期限が到来する本市との過年度の受託契約事業に係る精算金（法人の資金事情により年賦返済）500万円が計上されているが、固定負債で計上すべきであったので、一年基準に対応した表示を行うよう求められたい。</p>	<p>・平成25年度（新法人：会計年度 平成25年6月3日～平成26年3月31日）の決算書より一年基準に対応した表示を行った。</p>	措置済	平成26年 6月5日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監25の第39号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 大阪地下街株式会社

所管所属：建設局

通知を受けた日：平成26年9月22日

指摘	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3(1)	賞与に係る法定福利費について引当計上するよう改善を求めたもの 発生主義に対応して賞与引当金を計上する際には、賞与に対応する法定福利費についても引当計上することが求められるが、引当対象の賞与に対応する法定福利費の引当を行っていないため、発生事業年度の費用及び負債が過小に計上され、それらが翌事業年度に繰り越される状態となっていたので、引当計上するよう改善されたい。	・平成25年度決算以降、翌期支給予定として引当対象となる賞与に対応する法定福利費についても引当計上し、第58期定時株主総会において承認を受けた。	措置済	平成26年 6月19日
3(2)	前受金の計上について改善するよう求めたもの 平成25年3月末決算時において、平成25年4月、5月の賃料収入等2億1,563万円について、相手勘定を前受金として売掛金を計上していたが、平成24年度分として計上すべきではなかったため改善されたい。	・平成25年度決算以降、翌期にかかる賃料収入を前受金および売掛金の両建計上せず、相殺して会計処理を行い、第58期定時株主総会において承認を受けた。	措置済	平成26年 6月19日
3(3)	損益計算書における収益と費用の計上区分について改善するよう求めたもの 本市からの京橋地下道の道路維持管理委託契約にかかる収入1,087万5,037円を営業外収益とする一方で対応する費用は営業費用としていることから、収益と費用が対応していなかったため、収益と費用を同じ区分で計上するよう改善されたい。	・平成25年度決算以降、京橋地下道の道路維持管理契約委託契約にかかる収入を営業収益として計上し、第58期定時株主総会において承認を受けた。	措置済	平成26年 6月19日
3(4)	計算書類の注記について改善するよう求めたもの 会社計算規則によれば、当該	・平成25年度以降、自己株式の数を株主資本等変動計算書に関する注記として記	措置済	平成26年 6月19日

<p>事業年度の末日における自己株式の数を株主資本等変動計算書に関する注記として記載することとされているが、本法人の第57期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の事業報告書において、当該事項が記載されていなかったため、記載するとともに経営者団体連合会が開示している各種書類のひな型との照合など、計算書類の適切性を担保する決算手続きを行うよう改善されたい。</p>	<p>載し、第58期定時株主総会において承認を受けた。</p>
--	---------------------------------

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第1号

監査の対象：平成25年度定期監査等 水道局工務部水道工事センター所管事務

所管所属：水道局

通知を受けた日：平成26年9月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
4	<p>資産管理簿等の整備等について改善するよう求めたもの</p> <p>資産管理簿を使わずに資産台帳のコピー（所属別確認一覧表）と現物との実地照合を行っていたことが原因で、西部水道工事センターでは、すでに現存しない資産を現存する資産として整理していたものや、粉浜営業所で管理すべき資産管理簿が誤って粉浜分室の資産管理簿として綴られていたもの、また、北部水道工事センターでは、長期間使用実績がなく今後も使用する予定のない資産が見受けられたので、資産管理簿のあり方を精査するとともに、規程の見直しを含めて適切な実地照合等を行</p>	<p>・西部水道工事センターにおいて、すでに現存しない資産が現存する資産として整理されていたとの指摘については、資産管理簿の閉鎖処理を行った。</p> <p>・粉浜営業所で管理すべき資産管理簿が誤って粉浜分室の資産管理簿として綴られていたとの指摘については、すでに除却済みの資産にかかるものであったので粉浜営業所において資産管理簿の閉鎖処理を行った。</p> <p>・北部水道工事センターにおいて、長期間使用実績がなく今後も使用する予定のない資産が見受けられたと</p>	措置済	平成26年 4月1日

うよう求めたもの及び不要資産について除却処理を行うよう求めたもの。

の指摘のあった2件の資産のうち、1件の資産（コンプレッサー）については除却処理を行っており、もう1件の資産（旧詰所附属設備給排水衛生ガス設備）については当該資産を含む解体撤去工事（北部合同庁舎整備工事）において解体撤去予定であり、平成26年度に撤去がずれ込む見込みであったが、実際には建物の解体撤去工事に先行して当該資産が撤去され、撤去についての報告においてこの事実が明らかになったことから除却処理を行った。

・資産管理簿のあり方を精査するとともに、規程の見直しを含めて適切な実地照合等を行うよう指摘のあった件については、平成26年3月31日に資産管理規程を改正し、平成25年度末をもって資産管理簿を廃止し、平成26年4月1日からは新財務会計システムにおいて資産台帳をデータにて管理することで、経理課及び資産管理所管が同一の情報に基づき資産管理事務を行っており、適切に実地照合等を行える手法に改めている。

#### 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監26の第4号

監査の対象：平成25年度公の施設の指定管理者監査 一般財団法人大阪市  
コミュニティ協会及び大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

所管所属：住吉区

通知を受けた日：平成26年9月12日

指摘	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
11	<p>雨漏りの修繕の請求とその記録の作成について</p> <p>住吉区民センターにおいて、竣工後約4か月後に大ホール舞台付近で雨漏りが発生しており、これまでに、都市整備局を通じて施工業者による原因の調査とその可能性のある部分の修繕が行われているが、抜本的な解決がされておらず、また、施工業者との協議の詳細な記録が残されていなかった。</p> <p>住吉区民センターは完成後概ね6年が経過しているが、工事の設計図書では、屋上に施工された防水工事の保証期限は10年とされている。</p> <p>漏水の原因が防水工事によるものであるかは確認はされていないが、保証期限が10年であることを念頭に、都市整備局と協議し原因の解明に努め、保証されるべきものについては施工業者に確実な対処を求められたい。</p> <p>また、協議に際しては、文書による申し入れや議事録を交わすなどの記録を残されたい。</p>	<p>施工業者から寒冷期を避けた補修計画（平成26年4月7日から2週間）の提案があり、工事完了報告書（別紙）のとおり修繕は完了した。（本件については、都市整備局も現時点で対応可能な最善策であることを確認している。）</p> <p>経過の確認のため、梅雨や台風の時期にモニタリングを実施した結果、漏水が発生しなかったので措置済とした。</p>	措置済	平成26年 9月12日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監26の第11号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 一般財団法人 大阪国際経済振興センター

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：平成26年9月30日

指摘	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	監事の独立性について改善するよう求めたもの	・平成26年6月の評議員会において、顧問税理士及び	措置済	平成26年 6月27日

	<p>本法人の監事2名は顧問税理士と顧問弁護士であり、監事としての外観的独立性が損なわれるとともに、実質的にも監事の監査が自己監査に陥るおそれもあり、結果として監事監査報告書の妥当性に疑義が生じるリスクがあるので、監事としての関与と顧問税理士または顧問弁護士としての業務の区分について改善するとともに、監事としての業務執行の適正な対価が支払われる制度への見直しを行われない。</p>	<p>顧問弁護士とは別の監事を選任し、兼務を廃止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同評議員会において、非常勤監事の報酬を支払うことができるよう規定変更を行った。</li> </ul>		
<p>2</p>	<p>情報システムに関する規程等の整備を求めたもの等</p> <p>本法人では、情報セキュリティ規程及び要領は存在するものの、職員への周知がなく、情報セキュリティ対策実施の定期的な点検及び改善措置の検討も平成17年度以降実施されておらず、さらに、パスワード管理等の詳細な運用が定められていなかったため、パスワード管理等の詳細な要領等を整備し、職員等への周知を行い適切な運用を行うよう改善されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年2月に情報セキュリティについての研修を行い、情報セキュリティポリシーの周知とITリスクへの意識づけを実施した。</li> <li>・パスワード管理等の運用を記載した情報システム管理要領を作成し、平成26年5月より情報セキュリティ規程及び要領と併せてイントラネット上に掲示して全職員へ周知した。</li> <li>・情報セキュリティ対策の定期的な点検と改善措置を検討する場として法人内部に設置の「ネットワーク運用管理協議会」第1回会議を平成26年6月に開催した。</li> </ul>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月24日</p>
<p>3</p>	<p>工事の施工の決定に係る決裁について改善するよう求めたもの</p> <p>常務理事の決裁を要する40万円を超える工事案件について総務課長の決裁をもって決定されているものが見受けられたので、専決権限の範囲に基づいた適切な決裁手続を経るよう改められ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専決権限について、平成25年度内に朝礼と課長会で全職員に対し周知した。</li> <li>・平成26年4月1日以降の起案文書について、決裁権限を明記し、各部門長がチェックし押印することを徹底した。</li> </ul>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 4月1日</p>

	たい。			
4	現金管理について改善するよう求めたもの 本法人の経理規程によれば、手持現金残高と金銭出納簿を毎日照合しなければならないとされているが、月末には実施しているものの、毎日実施していませんでしたので、毎日照合するよう改善されたい。	・平成26年3月より、手持ち現金残高について金銭出納関係帳簿に担当印欄と確認印欄を設け、毎日照合後押印するよう改善した。	措置済	平成26年 3月1日

### 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監26の第12号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 アジア太平洋トレードセンター株式会社

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：平成26年9月29日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1	現金保有額及び現金取引の対象について改善を求めたもの 手持現金の入出金取引累計額が100万円を超過する月も見受けられたが、必ずしも現金で支払いをしなければならない取引ではないので、不正流用や盗難等のリスクを回避するため、現金の保有額を削減するとともに、現金取引の対象を制限するよう改善されたい。	・現金の保有額について、上限を20万円に設定した。 ・現金取引の対象について、5万円を超過する現金での支払いを原則禁止とした。	措置済	平成25年 11月30日
3	基幹システムの取引先コードの管理について改善するよう求めたもの 使用制限をかけることができず、削除する方法しかないため、過去のシステムデータを参照できなくなることを懸念して削除していないが、使用見込みのないコードを不正使用し、本法人の意図しない支払いに利用され	・支払先コードについて、3年間は保存し、4年以上経過している不要なコードは削除することとした。 ・平成23年9月末以前の不要なコードについては、平成26年1月31日に削除した。	措置済	平成26年 1月31日

	るリスクがあるので、使用見込みがないと判断されるものについては、削除するよう改善されたい。		
4	給与システム、固定資産管理システムに係る管理規程の運用について改善するよう求めたもの 情報システム基本規程を整備しているが、実際の運用は基幹システムに限られ、想定しないデータの変更や情報漏洩等が発生するリスクがあることから、基幹システム以外のシステムについても情報システム基本規程に則した運用を行うよう改善されたい。	・基幹システム以外の給与システムや固定資産管理システムについて、平成25年10月から情報システム規程に基づき運用、管理を行うこととした。 ・パスワード管理についても、情報システム規定のパスワードポリシーに基づき運用することとした。	措置済 平成25年10月31日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監26の第13号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 公益財団法人 大阪国際交流センター

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：平成26年7月2日

指摘	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	契約事務について改善するよう求めたもの 随意契約の条件を満たす合理的な理由が記載されていないものが見受けられたので、経理規程に定める条件を満たしているかを厳格に判断し、適切な契約のうち保守点検等を除いたもの：25件 35,116,122円のうち、4件 17,677,548円)。	・指摘以降の契約事務について、1件10万円以上で随意契約により契約を実施する場合において、経理規程及び契約要綱に定める基準を満たしているかを厳格に判断するため、平成26年度から決裁資料に随意契約の相手方の選定理由及び随意契約締結可能な理由等を明記した理由書を添付することとした。	措置済	平成26年4月1日
3	財産処分等に関する規程を定めるよう求めたもの 理事会の専決事項である重要	・平成26年3月7日開催の理事会において理事の職務権限規程を変更し、財産の	措置済	平成26年3月7日

	<p>な財産の処分及び譲受け、多額の借財に係る職務に関して、金額等が規程等に定められていなかったため、具体的な金額等を定められたい。</p>	<p>処分及び譲受けに関しては1件100万円未満、借財に関して年間100万円未満は常務理事の職務権限とし、それ以上の金額の場合は理事会の権限と定めた。</p>		
4	<p>役員兼務状況の確認方法について改善するよう求めたもの          本法人の理事、監事及び評議員が、兼務する他の公益法人の公益認定の取消が原因で、本法人の公益認定が取り消されるリスクが存在するので、少なくとも年に1度は役員等の兼任状況を確認されたい。</p>	<p>平成26年3月7日開催の理事会において、役員から兼務状況について書面にて報告を受け、公益認定取消のリスクの無いことを確認した。なお、今後も継続し、年に1回の書面による確認を実施していく。</p>	措置済	平成26年 3月7日
5	<p>固定資産の現物の照合を実施するよう求めたもの等          固定資産の管理責任者が、経理規程に定める各会計年度1回以上の固定資産の照合を行っていなかったため、固定資産の照合手続の詳細な方法をルール化し、効果的な現物の照合手続を実施されたい（平成24年度末の建物などの固定資産合計150,512,852円）。          図書の現物確認をしていなかったため、図書の現物確認の実施方法、実施時期等についてルール化し、当該ルールに基づいて定期的に現物確認を行われたい（平成24年度末図書冊数4,690冊）。</p>	<p>平成26年3月31日付で「公益財団法人大阪国際交流センター固定資産管理要領」を制定し、照合手続に関する詳細な方法をルール化した。今後は本管理要領に基づき照合手続を実施する。また、図書の現物確認の詳細について、平成26年3月31日付で「インフォメーションセンター図書管理要領」を制定し、現物確認に関する詳細な方法をルール化した。今後は本管理要領に基づき定期的に現物確認を実施していく。</p>	措置済	平成26年 3月31日
6	<p>預金の残高管理について改善するよう求めたもの          預貯金について、毎月1回その残高を帳簿残高と照合し、経理責任者に報告することが経理規程で定められているものの、帳簿残高を照合した証跡がなく、</p>	<p>経理規程に従って各月において通帳と帳簿残高を照合し、その際に照合の証跡を残すとともに、経理責任者への報告を行うこととした。</p>	措置済	平成26年 1月15日

<p>経理責任者への報告も行われていなかったため、照合の証跡を残すとともに、経理責任者への報告を行うよう求めたもの（平成24年度末預金残高416,348,604円〔特定資産に計上したものを含む〕）。</p>			
---	--	--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第14号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 地方独立行政法人 大阪市立工業研究所

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：平成26年9月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1	<p>契約事務について改善を求めたもの</p> <p>公募型指名競争入札において、外部事業者1者からの見積書に基づき予定価格を設定し、当該事業者のみが応札している入札が2件あったため、1者入札となった原因を分析して広く参加者を募るような仕組みを構築するとともに、複数事業者から見積書を入手するよう改められたい。</p>	<p>複数事業者から見積書を徴取するよう改めた。また、仮に1者入札となってしまう場合には、応札しなかった理由を聴取するなど、その原因を分析し、広く参加者を募るような仕組みを構築すべく、入札状況調査要領を策定した。</p>	措置済	平成26年6月16日
3	<p>内部統制に係る会議が一度も開催されていなかったため計画的に開催するよう改善を求めたもの</p> <p>「公正な職務執行確保のための内部統制の体制に関する規程」を整備し、内部統制連絡会議が設置されたが、1度も開催されていなかったため、計画的かつ効果的な会議を実施されたい。</p>	<p>平成25年7月16日開催の職員が参加する研究懇談会において、コンプライアンス推進の体制整備について周知するとともに、平成26年1月には外部講師を招いての全職員を対象とした研修を実施し、平成26年2月24日に内部統制連絡会議を開催した。</p> <p>平成26年度からは中間および年度末の2回定例開催</p>	措置済	平成26年2月24日

		し、重要な方針及び情報提供の徹底を図っていく。		
4	<p>運営費交付金申請のための予算の策定について改善するよう求めたもの</p> <p>直近3か年で使用実績がない、もしくは使用実績の低い費用に関しても運営費交付金予算として過大に申請し、所管局より運営費交付金が交付されていたので、使用予測や過年度の実績に基づいて、適切な予算を策定するとともに、所管局においても交付金予算が実状に沿うものとなっているか、過年度の実績等を参考にして確認されたい。</p>	<p>平成26年度予算策定において、過年度の実績に基づき算定するように改めた。</p> <p>以降も適切な予算策定となるよう、精査に努めていく。</p>	措置済	平成25年 12月3日
6	<p>旅費支給に関して改善するよう求めたもの</p> <p>職員派遣依頼元から旅費が支給されているにもかかわらず、職員が認識を誤り、日当及び宿泊料を本法人に請求し、支給していたため、事後確認を徹底するための管理体制を構築するとともに、誤って支給された旅費については精算されたい。</p>	<p>職員派遣依頼元から旅費が支給されるものについては、相手方への再確認を行い、確認書類を添付することにより、誤支給がないかどうかチェック機能が働くよう改めた。また、本件にかかる誤支給の旅費全額について、本人からの返還、入金処理を完了した。</p>	措置済	平成26年 2月28日
8	<p>債権の管理手法について改善を求めたもの</p> <p>出納責任者は請求日より6か月超となる滞留債権について、請求担当者の作成した未収入金一覧表を査閲するのみであったので、請求担当者より債権の発生経緯及び今後の対処策等について報告を受け、適切なフォローを実施されたい。</p>	<p>納入期間経過後入金されないものについては、担当研究員と連携して滞留債務者に催告を行い、その経過を請求担当者から出納責任者に報告をするようにした。</p> <p>催告後も未納である場合は、出納責任者が適切な催告及び措置等について請求担当者に指導・指示を行うこととした。</p>	措置済	平成26年 3月5日
9	<p>リース会計の適用に関して改善するよう求めたもの</p> <p>資産計上すべきファイナンス</p>	<p>平成25年度決算において、年度末の決算整理を行い、リース取引を資産計上に振</p>	措置済	平成26年 3月31日

・リース取引（1件：リース料総額6,640,200円）について、費用処理されていたので、適切な会計処理を行われたい。	り替えた。今後も適切な会計処理を行っていく。		
--	------------------------	--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第15号

監査の対象：平成25年度出資団体監査 株式会社 大阪メトロサービス

所管所属：交通局

通知を受けた日：平成26年9月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
2(1)	<p>本法人に帰属しない入出金の処理について改善を求めたもの</p> <p>本法人の収益・費用とすべきでない入出金取引については、立替金または預り金等の流動科目で処理し、消し込みを行うよう改善されたい。</p>	<p>・OSAKA PiTaPaカードの製作費に関する入出金取引について、本法人の収益及び費用とすべきではない取引については、平成25年度の決算処理から預り金又は立替金といった流動科目により会計処理を行うよう改め、決算計算書類を株主総会にて承認を得ている。</p>	措置済	平成26年6月24日
2(2)	<p>収益の計上時期を改善するよう求めたもの</p> <p>平成25年3月21日から同年9月20日までの広告契約について同年3月（平成24年度）に契約金額の全額（365万円）を売上高として計上していた。一方で、本法人が所有している債券の利払日の翌日から決算期末日までに係る利息（27万円）について収益として計上していなかった。各事業年度における損益が正しく計算されるよう、発生主義に基づき、収益を計上するよう改善されたい。</p>	<p>・今後も事業年度の期間損益が適正となるよう、発生主義に基づき、収益費用を適切に計上していくとともに、25年度決算において、漏れのないよう会計処理したとの報告を受けている。</p> <p>・指摘の広告収益、債権利息収益などについて、25年度決算において、前期損益の修正を行い、決算計算書類を株主総会にて承認を得ている。</p>	措置済	平成26年6月24日
2(3)	<p>固定資産除却損等の会計処理について改善するよう求めたもの</p> <p>金額の僅少なものまたは毎期</p>	<p>・金額の僅少なものまたは毎期経常的に発生するものを除き、固定資産除却損等</p>	措置済	平成26年6月24日

	<p>経常的に発生するものを除き固定資産除却損等は、営業外費用ではなく特別損失として計上するよう改善されたい。</p>	<p>は特別損失として計上し、平成25年度の決算報告書類に適切に記載するよう改め、計算書類を株主総会にて承認を得ている。</p>		
2(4)	<p>勘定科目の適用について改善するよう求めたもの                  本法人では、交通局からの受託事業である定期券発売業務において、定期券等の購入者から收受し交通局に支払うために一時的に預かっている現金を買掛金として計上していたが、定期券等の購入者から一時的に預かっている現金については預り金勘定で計上するよう改善されたい。</p>	<p>・定期券等の購入者から收受し、交通局へ支払うまでの間、一時的に預っている現金については、平成26年2月から勘定科目を「預り金」に改め、決算計算書類を株主総会にて承認を得ている。</p>	措置済	平成26年6月24日

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第18号

監査の対象：平成25年度定期監査等 福祉局、健康局及び病院局所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管所属：病院局

通知を受けた日：平成26年6月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
3	<p>情報システムの費用について効率性や経済性の視点で検討する体制が整えられていなかったもので改善を求めたもの                  本市の情報システムの適正利用の推進を目的とする体制は市長権限に基づくため、地方公営企業については対象外となっており、各地方公営企業においては各々で情報システムの適正利用を推進する取組を自立的に実施する必要がある。</p>	<p>病院局では、医療機器の更新の際のシステムへの接続や部門システム更新などにおいて、計画段階から関与しているが、より明確にするため、企画課（医療情報）の担当係長の業務分担として位置づけ、「医療情報技師」や「診療情報管理士」の資格を有し、民間などの病院の勤務経験がある病院事務職員とともに協議を行うこととした。また、</p>	措置済	平成26年6月1日

<p>は、行政事務の簡素化及び効率化について取組が十分とはいえない状況が見受けられた。</p> <p>今後は、本市の取組に準じた情報システムの調達最適化に向けた体制を構築されるとともに、本市の情報システムにかかる業務を統括する総務局行政部IT統括課と連携するなど、調達方法の改善に係る情報収集に努め、情報システムのコスト最適化について継続的な取組を実施されたい。(病院局)</p>	<p>医療情報技師会や学会、ユーザーフォーラムに参加することによる他病院の職員との情報交換、他病院の取組事例を知っているコンサルの活用、また、他病院への照会・問い合わせを行うことにより、民間病院のノウハウについて、これまで以上、情報収集に努める。</p> <p>いずれにしても、本年10月1日には地方独立行政法人への移行が決定したことから、より一層、採算性の意識を持つとともに、前述の取組など情報システムのコストの最適化に継続的に取り組む。</p>	
--	--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第19号

監査の対象：平成25年度定期監査等 都市整備局所管の土木及び都市整備局住宅部建設課所管の建築に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管所属：都市整備局

通知を受けた日：平成26年6月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1 (1)	<p>過積載の再発防止に向けて改善を求めたもの</p> <p>建築工事における過積載について</p> <p>「浪速第6住宅1号館住戸改善工事」については、3月から5月の期間におけるコンクリートガラの出搬について、過積載が行われていた。これに対して、過積載防止対策要領に基づき、それぞれの翌月当初に改善の指示がなされ、請負者は改</p>	<p>・過積載防止対策の実効性を向上させるため、過積載防止対策の具体的な実施手順や過積載防止対策用のチェックシートなどの内容を盛り込んだ「過積載防止対策研修資料(建築工事編)」を作成し(平成26年5月30日：作成)工事着手前に、請負業者、委託監督員に研修を行う。また、本市職員については、毎年度継続的</p>	措置済	平成26年6月17日

<p>善内容を記載した改善報告書を提出している。しかしながら、改善指示以降も過積載が多く見られ、改善されたとは言い難いものとなっていた。</p> <p>また、「池島住宅1号館（1区）建設工事」については、残土の搬出運搬について、過積載が見られたことから、複数回にわたって改善を申入れており、その都度請負者から改善報告書が提出されているにもかかわらず、この間も過積載の状況が見られた。</p> <p>今後は、監督職員による確認回数を多くするなど、適切な時期に改善の指示が行われるよう、委託監督員による指示や報告、監督職員による指示など、それぞれの役割と時期を定め、過積載防止対策の実効性を向上させたい。</p>	<p>に資料内容の研修を行う。 （平成26年6月17日：研修実施）</p>		
<p>2</p> <p>監督職員による工事の施工管理に問題があったため改善を求めたもの</p> <p>「大正区紡績大橋筋線舗装補修工事」については、工期の約3カ月間に受注者が3回の安全訓練を実施しており、その都度実施の報告を受け、報告書のみ受領していたものの、訓練の実施状況写真や資料については竣工検査前に一括して受領していた。</p> <p>また、「長吉東部地区道路予備設計等業務委託」については、受注者への指示や協議の際に交わす打合せ記録簿に発注者の押印がないことから、指示や協議に係る承諾等が適切に行われて</p>	<p>・各職員の役割及び責任の所在を明確にし、チェックリストを通じて監督業務の実施状況を管理・確認・検証できる体制の構築を図り、研修により改善周知を行った。</p> <p>今後は、知識水準維持のため、毎年監督職員の研修を引き続き実施する。 （平成26年3月17日、平成26年4月16日、平成26年5月21日、平成26年6月6日：研修実施）</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月6日</p>

	<p>いるか疑義が生じる状況であった。</p> <p>さらに、その他16件についても、共通仕様書等で定める基準等に基づいた施工管理や請負者への指示、関係書類の收受、処理などが適正に行われておらず、日々適切な監督業務が行われているとは言い難い状況であった。</p> <p>今後は、各職員の役割及び責任所在を明確にし、研修を継続的に実施し、研修の実効性を高め、職員の監督業務に必要な知識水準の維持向上を図るとともに、監督業務の実施状況を管理職が適宜確認、検証できる組織的な管理体制を整え、不適正な施工管理が再発しないよう改善されたい。</p>				
<p>3</p>	<p>検査の考査内容に施工内容を適正に反映していなかったため改善を求めたもの</p> <p>「長吉東部地区内一円防塵舗装工事-3」については、産業廃棄物の過積載による運搬が長期間にわたり複数見受けられているにもかかわらず、成績評定で「過積載防止の積極的な取り組みが書類で確認できる」と考査されており、補助監督職員による考査内容に実際の施工内容が適正に反映されていなかった。</p> <p>今後は、過去の監査及び検査における指摘事項をふまえた適時的確な施工管理を行うとともに、事業請負成績調書の考査内容に基づく確認を行うなど、工事の施工内容が考査に的確に反映され、厳正な検査となるよう</p>	<p>・今後は、過去の監査及び検査における指摘内容を踏まえ適時的確な施工管理を行い、事業請負成績調書の考査内容に基づく確認や、工事の施工内容が考査に的確に反映され厳正な検査となるよう、研修を通じて周知した。今後は、知識水準維持のため、毎年監督職員の研修を引き続き実施する。</p> <p>(平成26年3月17日、平成26年4月16日、平成26年5月21日、平成26年6月6日：研修実施)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月6日</p>	

	<p>改善されたい。</p>			
<p>4</p>	<p>設計図書の指定のとおり足場の解体作業を行っていなかったもの          「池島住宅1・2・3・4・5号館解体撤去工事」ほか1件については、特記仕様書において、足場の組立解体は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の「手すり据置き方式」又は「手すり専用足場方式」により行うこととしている。          足場の組立て時においては手すりの設置が確認できるが、建物の解体中では足場の最上部を含めいずれの箇所にも手すりが設置されておらず、足場の解体に際しても「手すり据置き方式」又は「手すり専用足場方式」により行われていなかった。また、建設課では平成25年度以降に契約した住宅の解体工事においては、契約後すみやかに、足場の組立解体については「手すり据置き方式」又は「手すり専用足場方式」により行うよう文書による指示を行っているが、「鶴町住宅1・2・3・4・5・6・7・8・9号館解体撤去工事」においても同様に「手すり据置き方式」又は「手すり専用足場方式」により足場の解体が行われていなかった。          今後は、設計図書で指定した安全対策の趣旨を理解し適切に実施されるよう、施工計画書などにより事前に確認するなど、請負者への指導をより一層強化されたい。</p>	<p>・請負業者に対して、従来の指示書に加え、今回の指摘案件のような、一旦手すりを取り外す場合の作業手順を記載した指示書を提示し、工事着手前に指導を行う。（平成26年6月10日：指示書作成）また、本市職員については、毎年度継続的に指示書の内容の研修を行う。（平成26年6月17日：研修実施）          ・委託監督員に対して、施工計画書の段階で施工方法のチェックを行うことと、足場の組立・解体時に施工計画書の通り作業が行われているか、現場立会を行うよう指示書を提示し工事着手前に指導を行う。（平成26年6月10日：指示書作成）また、本市職員については、毎年度継続的に指示書の内容の研修を行う。（平成26年6月17日：研修実施）</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月17日</p>

<p>5</p>	<p>経済的な施工となるよう改善を求めたもの</p> <p>長吉東部地区（以下「本地区」という。）については、平成25年度に「長吉東部地区内一円整地工事－2」（以下「本工事」という。）を平成25年6月から平成26年1月の工期で実施している。</p> <p>本地区内において、整地が必要となる区画では、別途発注されていた整地工事の掘削作業中に土中から油分を含む汚染土が発見されたことから、本工事には、その汚染土の除去と西側隣接地からの油分の再流入を防止するために必要となる鋼矢板の土留並びに土留の設計に必要な土質調査が計上されている。</p> <p>その後、本工事にて前述の土質調査を実施後、調査結果を反映させた土留の設計を受注者にて行い、使用材料である鋼矢板の規格や長さ（打設深さ）を決定したうえで、隣接地との境界に土留を施工している。しかしながらこの土留の詳細な設計に必要な油分を含む汚染土の正確な分布深度や範囲の調査が、土留を施工した後、別途契約の業務委託にて実施されており、その結果によると汚染土の範囲が当初の想定に比べ限定的であったことから、先行して施工した土留に要する費用が過大なものとなっていた。</p> <p>今後は、工程管理を十分に行うとともに、調査から設計、施工に至る一連の手順を十分検</p>	<p>・今後は、不経済な施工とならないよう、今回の事例を活用し分析することにより、調査から設計・施工に至る一連の手順の説明と工程管理を十分行うよう研修を通じ職員に周知徹底した。（平成26年6月6日：研修実施）</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月6日</p>
----------	--	--	------------	-----------------------

討した上で、不経済な施工とならないようにされたい。			
---------------------------	--	--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第20号

監査の対象：平成25年度定期監査等 消防局警防部及び救急部所管事務

所管所属：消防局

通知を受けた日：平成26年6月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1	<p>過去の監査指摘の措置内容に不備があったので改善を求めたもの</p> <p>救急活動に伴い感染の恐れがある産業廃棄物を処理する際に処理業者へ交付する産業廃棄物管理票の記載内容について、産業廃棄物の数量及び単位、名称の記載がなされていないものが複数見受けられた。記載要領の内容を見直すとともにそれに加え各署の救急隊が業者への交付時に記載事項のダブルチェックを行うなど再発を防止されたい。</p> <p>文書主任による公文書の審査が行われていないものや決裁日と文書発送日に矛盾のあるものなどが依然として多数見受けられた。今後は、文書事務に関する研修等を実施することにより、文書事務の重要性について理解を深めるとともに、管理職においても、文書事務の重要性を認識したうえで管理職員のチェック機能を充実させるなど、再発防止を徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員に対して、産業廃棄物管理票記載要領を再徹底するとともに、管理票作成者以外の管理職により、管理票の記載内容に不備が無いかを確認したうえで運搬受託者に交付するよう、全消防署長に対し通知した。(平成26年5月16日付通知及び同日開催の署長連絡協議会で伝達)</li> <li>・運搬受託者の担当者と面会し、産業廃棄物管理票を交付する際、記載内容について当局職員と回収担当者の両者でのダブルチェックを行ったうえでの手交を徹底するよう申し合わせた。</li> <li>・巡回指導を実施し、管理票の取り扱いに関する各消防署の現状把握をするとともに、適正な運用について、全消防署に対して指導を行った。(期間：平成26年6月4日～6月24日)</li> <li>・それぞれ指摘のあった文書事務の不備について、指摘後直ちに、適切に修正処理を実施。</li> <li>・文書事務に関する研修を</li> </ul>	措置済	平成26年 6月24日

		<p>管理職及び文書事務担当職員を対象に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、各所属に対する巡回や文書管理適正化推進月間の取組み等を実施し、職員の文書事務に関する理解をより一層深めていく。</li> </ul>		
2	<p>アルコール検知器による検査を行うよう改善を求めたもの</p> <p>4 消防署及び航空隊で運用状況を確認したところ、少なくとも平成25年度においては、3 消防署及び航空隊でアルコール検知器による検査は実施しておらず、1 消防署については1度実施したとのことであったものの、運用要領で検査結果を記録するよう定められていなかったため、検査結果を確認することはできなかった。</p> <p>アルコール耐性は個人差があり、外観上の確認だけでは飲酒状態を見逃すリスクがあることに加え、アルコール検知器が導入されているにもかかわらず検査が実施されないことについて市民への説明責任が果たされず信頼を損なうリスクがある。</p> <p>今後は、運用要領を改正し、飲酒の有無に関わらず運転の可能性のある全機関員に対し、毎日始業時にアルコール検知器による検査を実施するとともに、検査結果を記録されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月1日に運用要領を改正し、その中で、公用車等の運転業務に従事する職員に対して、車両運行前に必ず実施するよう定めた。</li> </ul>	措置済	平成26年6月1日
3	<p>救急安心センターおおさかへの電話相談に対応できる体制の整備を求めたもの</p> <p>救急安心センターおおさかへの平成25年中の着信件数は247,488件となっているが、入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日の処理率の低い時間帯に相談員1名を増員した。</li> <li>・連休中の処理率の低い時間帯に勤務シフトの見直しを行い増員した。</li> </ul>	措置済	平成26年5月10日

<p>電件数を確認したところ294,987件あり、入電件数の16.1パーセントに対応できていなかった。平成25年は相談員の増員等により、平成24年中（着信件数240,250件、処理率74.1パーセント）より9.8ポイント処理率を改善できたものの、入電数に見合った見直しが十分でなかった。</p> <p>現状では市民からの相談に一部対応できない場合があり、救急安心センターおおさかの認知度が向上すると、入電件数が増え、現状の体制のままでは処理率が低下するリスクがある。</p> <p>よって、平日、土曜日、日曜日・祝日、連休中の処理率の内容を踏まえ、相談員のシフトの見直しや配置人員の検証、工夫等を継続的に行い、できるかぎり入電件数に対応できる体制を整えられたい。</p>			
<p>4 (1) 契約事務について</p> <p>検査結果について2種類の書類を作成しており、効率的ではないので改善を求めたもの</p> <p>消防局では、金額に関わらず全ての検査実施時に消防局独自に定めた検査報告書を作成し、係長級が決裁している。その後、会計規則に定められた検査調書（課長決裁）を作成しているが、検査書類として検査報告書と検査調書の2種類を作成し、効率的な事務となっていない。</p> <p>現状では経済的、効率的に事務を実施していることについての説明責任を果たせないリスクがあるとともに、経済的、効率</p>	<p>・検査事務について、「契約規則第51号」及び「大阪市契約規則における随意契約及び検査体制関係規定の運用について、7検査調書の省略について」に基づき、納品書等に検査した旨とその日付を記載するなどの方法により、検査調書にかえて適正に処理するよう見直した。</p> <p>・消防局独自に使用していた検査報告書については、廃止するよう平成26年4月8日付で通知済。</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 4月8日</p>

	<p>的ではない事務が継続され、不要なコストがかかることとなる。</p> <p>今後は、消防局独自様式で作成していた検査報告書は廃止し、平成20年9月5日付け契第3241号による契約管財局長通知に則り、納品書等に検査した旨とその日付を記載するとした検査事務を実施するよう見直されたい。</p>			
<p>4 (2)</p>	<p>契約事務について改善を求めたもの</p> <p>4 消防署で22件の契約関係書類を確認したところ、設備修繕などについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急の必要があるとして随意契約したものうち、見積書日付、契約締結日、納入期限からは緊急性がないにもかかわらず、業務発注をしているものが3件見受けられた。</p> <p>また、事業請負見積書において、消費税等額の端数処理を誤った金額で契約締結したものが1件、事業請負見積書に何号随意契約かの記載がないものが1件見受けられた。さらに、警防課では、委託業務の成果物として業者から提出された書類の内容について1件確認したところ、記載誤りが複数見受けられた。</p> <p>契約事務マニュアルの活用や契約事務に関する研修を契約事務に携わる全職員に実施し、担当者は契約事務の理解を深めるとともに、管理監督者は決裁回議時に必ず書類を確認するよう認識を改め、書類をチェックす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約を含めた契約事務について、各所属より管理監督者を含めた担当者を招集し、平成26年6月3日、4日に研修を実施。</li> <li>・ 研修内容において、特に随意契約の特殊性や緊急特名を適用するにあたっての留意事項を再徹底させるとともに、適切に事務処理を行うよう指導。</li> <li>・ 指摘のあった消費税額の記載誤り及び事業請負見積書への記載漏れについてはすでに是正済。</li> </ul>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 6月4日</p>

る体制を構築されたい。

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第21号

監査の対象：平成25年度定期監査等 交通局事業管理本部事業開発部

所管所属：交通局

通知を受けた日：平成26年7月7日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	異なる事業会計間における用地使用について有償で整理するよう改善を求めたもの 高速鉄道事業が所管する幸町用地及び都島技術事務所用地の一部については、自動車運送事業における操車場として使用しているにもかかわらず、使用料等の負担が行われていなかった。それぞれ地方公営企業法が適用される独立した事業、会計単位であり、上記の場合、自動車運送事業会計が使用料を負担すべきであるので、両事業会計間における用地等の使用関係について有償として整理されたい。	・幸町用地（幸町操車場）及び都島技術事務所用地（都島操車場）については、平成26年度分の使用料から有償化することとした。	措置済	平成26年 3月31日
3	使用許可（承認）物件の管理について改善するよう求めたもの 交通局では、事業用不動産及び普通不動産について事業上支障がなければ地元等に倉庫置場や児童遊園として使用許可（承認）しており、これらの使用許可（承認）書によれば、使用者は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならないとされている。 しかしながら、申請とは異なる物件（広報板等）が設置されているものが見受けられ、これ	・市の広報板等、使用許可（承認）申請と異なる物件が設置されていたものについては、事業上、支障がないことを確認し、平成26年度使用許可（承認）の更新時に使用用途を追加した。	措置済	平成26年 3月31日
		・自転車駐輪場及びその管理事務所において、撤去自転車や保管備品の管理状況に不備があったものについては、使用承認先である建設局へ連絡し、平成26年4月3日付けで撤去を完了している。	措置済	平成26年 4月3日

<p>らについて書面による承認手続が行われていなかったため、正規の手続を行うよう改善されたい。</p> <p>また、本市建設局に自転車駐車場及びその管理事務所として使用承認している用地において撤去自転車や管理事務所の保管備品の管理状況に不備が見受けられた。放火や不法投棄を誘発するリスクがあるので、自転車駐車場管理運営事業者に対して指導を行うよう建設局に要請されたい。</p>		
--	--	--

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第22号

監査の対象：平成25年度定期監査等 教育委員会事務局学校経営管理センター所管事務

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：平成26年6月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日(予定日)
1 (1)	<p>大阪市奨学費事業について 個人情報の取扱について改善するよう求めたもの</p> <p>大阪市奨学費における奨学生選定通知等は学校を通じて実施しており、センター及び各学校現場で個人情報を管理する必要があるが、選定通知の交付事務について、センターでは本人に確実に交付されたかどうかのチェックがなされておらず、選定通知書等の交付の証跡が確認できない学校も見受けられた。</p> <p>センターにおいて、学校における標準的な手順や基準を明確にするとともに、選定通知書等をセンターから申請者あてに郵</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定通知書等の奨学生への配付完了後、学校から完了報告書を提出させることとし、確実に交付されたことを確認できるようにした。</li> <li>・学校が選定通知書等を受領した際に確認する内容、配付・返付する際の記録など、具体的な事務の手順を示した手順書及び事務フローを作成し明確化した。</li> <li>・個人情報事故のリスクを低減するため、選定通知書等の交付については、奨学生ごとに窓付封筒に密封のうえ学校へ送付し、学校において在籍等を確認のうえ</li> </ul>	措置済	平成26年 6月4日

	送するなど、個人情報事故のリスクを低減する方法について検討し、改善を求めたもの。	奨学生本人に直接配付する方法に改め、上記とあわせて通知した。		
1 (2)	実情と一致していない要項について改善するよう求めたもの 奨学費選定委員会の設置要項が平成14年度以降改訂されておらず、構成委員や選定方法などが現状と一致していなかったため、委員会のあり方を含めて要項を見直すなど改善を求めたもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までは、平成21年度以前に入学した生徒を対象とした審査において、経過措置として選定委員会で意見を求める必要があった。</li> <li>現在は、市民税非課税世帯に対して大阪市奨学条例施行規則等に定めている客観的な基準により奨学生の選定を行っている。</li> <li>したがって、選定委員会を引き続き設ける必要がなくなったため、選定委員会設置要項については廃止した。</li> </ul>	措置済	平成26年 5月2日

**監査結果に関する措置状況報告書**

報告番号：報告監26の第25号

監査の対象：平成25年度随時監査等 建設局下水道事業会計における契約事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：平成26年6月27日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>検査調書作成に係る取扱いについて改善するよう求めたもの</p> <p>検査調書について、納品の履行確認を確実にを行うため全件作成としていたが、相応の事務コストが発生していると考えられるため、検査調書の作成効果とその事務コストを比較・検証したうえで、検査調書作成に係る取扱いを検討するよう求めたもの。</p> <p>平成20年9月通知による契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約金額が40万円以下の場合の物品買入・印刷請負契約については検査調書の作成を省略することとした。(平成26年3月28日通知済)</li> <li>納品検査や書類等の確認を行う内部検査について、実施方法を定め、定期的実施することとした。(平成26年6月13日通知済)</li> </ul>	措置済	平成26年 6月13日

	<p>の納品検査や書類等の確認について、具体的な取扱ルールがなく平成22年度に1度しか行われていなかったため、自己点検に係る取扱ルールを定めて定期的にモニタリングを実施するよう求めたもの。</p>			
2	<p>契約事務審査会における審議対象から漏れていた契約が見受けられたので要綱に基づく取扱いとするよう求めたもの</p> <p>物品買入等に係る随意契約のうち契約金額が10万円を超えるものや、福祉関係施設との間で締結された随意契約が契約事務審査会の審議対象とされていなかったため、諮るべきかの判断が漏れなく行われる体制を構築するよう求めたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品買入等に係る随意契約や福祉関係施設との間で締結する役務に係る随意契約は、契約事務審査会の審議対象とし審議を行った。</li> <li>請求課が契約請求時に提出する随意契約理由書に、契約事務審査会での審議結果を記入させるなど、契約締結時に審議漏れの有無を再度確認する仕組みを設けた。</li> </ul> <p>(平成26年5月30日付通知済)</p>	措置済	平成26年5月30日
3	<p>業務委託契約について、受注者からの報告書類等を確認する仕組みを構築するよう求めたもの</p> <p>仕様書により作成が義務付けられた支給品の出納管理簿について、作成・月次報告を受注者が行っていなかったものが一部見受けられたので、作成及び報告を指示するよう求めたもの。</p> <p>支給品受領書について、その数量が出納管理簿と一部異なっていたので、本市にて内容を確認する仕組みの構築を求めたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成されていなかった出納管理簿については、特記仕様書に記載のあるとおり、出納管理簿を作成して月次報告させるように措置を行った。</li> <li>本市にて内容を確認する仕組みの構築については、1か月分をまとめた形での支給品受領書となっていたものを、支給の都度受領書を提出するように指示し措置を行った。また、出納管理簿と在庫数量との照合のための現場実査を、本市職員により毎月行うこととした。</li> </ul>	措置済	平成26年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監26の第29号

監査の対象：平成25年度公の施設の指定管理者監査 社会福祉法人 海の  
子学園

所管所属：こども青少年局

通知を受けた日：平成26年9月16日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>自立支援計画の策定について改善を求めたもの</p> <p><b>【指定管理者に対して】</b></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）では、児童養護施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならないとされている。</p> <p>また、同省通知の児童養護施設運営方針（平成24年3月29日付厚生労働省通知）によると、児童養護施設では、児童の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境など必要な情報を収集し、こども相談センターと援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させることとされ、自立支援計画の評価・見直しは少なくとも半年ごとに定期的に行うこととされている。</p> <p>この点、指定管理者は、こども相談センターから、進路の節目（小学3年、小学6年、中学3年及び高校3年）に該当する児童に関し、自立支援計画票の提出を求められた際に自立支援計画を見直しているのみで、少なくとも半年ごとの定期的な評価・見直しは行っていなかった。</p>	<p>定期的な自立支援計画の評価・見直しを行う仕組みの構築と実践については、従来より児童や保護者の状況変化等を保護経過記録に記録するとともに月に一度施設内での見直し会議は実施してきた。</p> <p>平成26年度からは児童記録支援システムを指定管理者側が導入し、児童の保護状況記録をシステム入力し、このシステムを利用して記録を自立支援計画に反映させ、また、こども相談センターが計画に沿った適切な児童の養育、支援が行えるよう半年毎にアセスメントを実施し計画の評価・見直しを行うよう改めた。</p>	措置済	平成26年 6月25日

	<p>これは、指定管理者が児童や保護者の状況の変化等を保護経過記録に記録しているものの、これらの記録を自立支援計画の定期的な評価や見直しに反映させる仕組みが構築されていなかったことによるものと考えられる。</p> <p>このような状況では、自立支援計画が形骸化し、計画に沿った適切な児童の養育、支援がなされない恐れがあるので、指定管理者は、少なくとも半年ごとに定期的な自立支援計画の評価・見直しを行う仕組みを構築し、実践するよう改善されたい。</p>				
<p>5</p>	<p>事業報告書の確認について改善を要するもの</p> <p><b>【施設所管局に対して】</b></p> <p>本市と指定管理者との間で取り交わされた管理運営業務協定書では、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに事業報告書を提出しなければならないとされており、本業務の実施に係る収支についても他の経費と明確に区分することとされている。</p> <p>所管局では、提出された事業報告書の内容について十分確認を行う必要があるが、指定管理者より所管局に提出された平成24年度の事業報告書に記載された収支状況の措置費収入額（241,828,994円）に、指定管理業務に含まれない一時保護委託費（965,227円）、本市から措置費として支出していない保険外医療費（93,450円）が含まれていたため、本市が支出した措置費決算額（240,770,317円）</p>	<p>指定管理者から提出のある事業報告書の内容確認及び是正について、事業報告書の確認が不十分であり、結果的に指定管理者から提出された収支状況のチェックが適切にされていなかった。</p> <p>平成25年度決算事務は、本市支出額と事業報告書の収支状況のチェックを本市作成の書面にて確実に行った。</p> <p>今後も引き続き、本市支出額と事業報告書の収支状況のチェックを本市作成の書面にて確実にしていく。</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 7月1日</p>	

	<p>との間に差異（1,058,677円）が生じており、また、所管局の措置費決算額においても、本来事務費に計上すべき学習指導費加算（7,950円）を事業費に計上していたことを把握していなかった。</p> <p>これは、所管局において指定管理者から提出された事業報告書のチェックが徹底されていなかったことによるものである。このような状況では、指定管理者の正確な収支状況を把握できず、発生している差額の原因も不明確なままとなるばかりか、誤った報告がなされた場合でも放置されてしまう恐れがある。</p> <p>所管局は、提出された事業報告書のチェックを行い、報告内容に疑義のある場合は速やかに確認し、必要な場合は是正を求めるよう改善されたい。</p>			
<p>8</p>	<p>寄付受付対応に係る事務について改善するよう求めたもの</p> <p><b>【指定管理者に対して】</b></p> <p>指定管理者が作成している寄付受付時の対応マニュアルである「寄贈の取り扱いについて」によると、現金の寄付については原則として監理職が対応し、監理職の対応が難しい場合は複数職員で対応することとされている。この点、指定管理者からは実際には現金のみならず物品の場合も、厳正な寄付收受の観点から、職員対応のみならず監理職対応の場合も複数人で受付し收受しているとの報告を受けた。</p> <p>しかしながら、当該マニユ</p>	<p>寄付受付対応に係る事務について、「寄付受付マニュアル」を改訂し、複数対応するよう明確に改めた。</p> <p>改定内容としては、現金・物品とも複数人で対応すること、対応した職員の署名・捺印欄も複数人対応が明確になるように明記した。</p> <p>また、物品については、寄付主と寄付物品の内容が確認できるように、受領書の記入方法をより詳細に改訂した。</p>	<p>措置済</p>	<p>平成26年 4月1日</p>

アルでは、物品の寄付について複数職員で対応することは規定されていない。また、寄付があった事実を証する書面である「寄付申込書」や「寄付申込明細書」を確認しても、複数人で寄付受付の対応をしたことが確認できない。

これらは主に、実際の寄付対応にあわせて当該マニュアルが見直されていないこと、また、複数人が対応した記録を残す仕組みがなかったことによるものである。

このような状況では、職員による寄付物品等の横領を容易にしてしまう恐れがあり、仮に横領が発生した場合にその事実を発見できないリスクがあるので、現金のみならず物品の寄付についても原則複数人で対応することを当該マニュアルで規定しておくとともに、「寄付申込書」等の様式を見直すなどにより、複数人で寄付を受け付けたこと（物品の場合は原則として寄付者との内容確認も含む。）が明確になるよう改善されたい。

（行政委員会事務局監査部監査課）

## 公 告

大阪市公告第124号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

## 2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	大宮ほか1自転車保管所古自転車等-14	2山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等-14	4山

## 3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
①	平成26年 11月5日 (水) 午前10時から 午後5時まで	大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
		長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8丁目3番先
②	平成26年 11月5日 (水) 午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
		西島自転車保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
		新木津川大橋自転車 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
		北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番付近

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6577

## 4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年11月4日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不

用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成26年11月4日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

① 平成26年11月6日（木） 午前10時

② 平成26年11月6日（木） 午前10時30分

#### 13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した

上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納

付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)



**大阪市公告第125号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟 6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

金属くず等 5山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成26年 11月12日 (水)	午前10時から午前 11時30分 午後1時30分から 午後3時30分	遠里小野材料置場	住吉区遠里小野3-7-68
		矢田産業廃棄物 一時保管所	東住吉区住道矢田9-3-1
		朝潮橋資材置場	港区田中3-1
		津守材料置き場	西成区津守2-7-13
		南港保管所	住之江区南港東5-3-41

4 入札参加資格

平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること  
 承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに

本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年11月11日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること。

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成26年11月11日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること  
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

平成26年11月13日（木） 午前10時

#### 13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含

む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、または契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第14号

大阪市職員共済組合定款を一部変更したので、地方公務員共済組合法第5条第9項の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年10月17日

大阪市職員共済組合  
理事長 黒住 兼久

大阪市職員共済組合定款の一部変更について

大阪市職員共済組合定款（昭和37年12月1日制定）の一部を次のように変更する。

第9条第2項の表第1区の項中「地方独立行政法人大阪市立工業研究所」の次に「、地方独立行政法人大阪市民病院機構」を加える。

附 則

この変更は、平成26年10月1日から施行する。

（大阪市職員共済組合庶務係）

大阪市職員共済組合公告第15号

平成26年大阪市職員共済組合公告第4号（大阪市職員共済組合定款の一部変更）の一部を次のように訂正する。

平成26年10月17日

大阪市職員共済組合  
理事長 黒住 兼久

本文中「平成25年度」を「平成24年度」に訂正する。

（大阪市職員共済組合庶務係）

## 公立大学法人大阪市立大学公告

公立大学法人大阪市立大学公告第1号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項に基づき、平成25年度公立大学法人大阪市立大学の財務諸表について、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

公立大学法人大阪市立大学 理事長 西澤 良記

平成25年度

# 財務諸表

第8期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

公立大学法人大阪市立大学

## 目次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
利益の処分に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6
注記事項	7
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（第85「特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	10
(2) たな卸資産の明細	11
(3) 有価証券の明細	11
(4) 長期貸付金の明細	11
(5) 長期借入金の明細	12
(6) 引当金の明細	12
(7) 資産除去債務の明細	12
(8) 保証債務の明細	12
(9) 資本金及び資本剰余金の明細	13
(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	13
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	14
(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細	14
(13) 役員及び教職員の給与の明細	16
(14) 開示すべきセグメント情報	17
(15) 業務費及び一般管理費の明細	18
(16) 寄附金の明細	20
(17) 受託研究の明細	20
(18) 共同研究の明細	20
(19) 受託事業等の明細	20
(20) 科学研究費補助金等の明細	21
(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	22

貸借対照表  
(平成26年3月31日)

(単位：円)

資産の部			
I 固定資産			
1	有形固定資産		
	土地		41,184,220,255
	建物	70,514,033,958	
	減価償却累計額	<u>△26,756,184,970</u>	43,757,848,988
	構築物	1,218,908,165	
	減価償却累計額	<u>△383,356,125</u>	835,552,040
	機械装置	5,581,406	
	減価償却累計額	<u>△3,110,953</u>	2,470,453
	工具器具備品	18,824,800,197	
	減価償却累計額	<u>△11,984,785,249</u>	6,840,014,948
	図書		14,016,249,961
	美術品・收藏品		149,833,055
	船舶	6,092,333	
	減価償却累計額	<u>△3,231,082</u>	2,861,251
	車両運搬具	14,497,280	
	減価償却累計額	<u>△8,195,523</u>	6,301,757
	建設仮勘定		<u>37,785,300</u>
	有形固定資産合計		106,833,138,008
2	無形固定資産		
	ソフトウェア		278,671,777
	電話加入権		640,000
	産業財産権仮勘定		50,584,411
	ソフトウェア仮勘定		<u>470,811,868</u>
	無形固定資産合計		800,708,056
3	投資その他の資産		
	投資有価証券		1,585,541,184
	未収財源措置予定額		4,977,084,507
	金銭信託		380,000,000
	長期未収入金	58,982,509	
	貸倒引当金	<u>△58,982,509</u>	-
	差入敷金・保証金		67,629,000
	その他投資		<u>321,940</u>
	投資その他の資産合計		7,010,576,631
	固定資産合計		114,644,422,695
II 流動資産			
	現金及び預金		13,665,938,401
	未収学生納付金収入		30,706,400
	未収附属病院収入	5,017,243,386	
	徴収不能引当金	<u>△13,805,489</u>	5,003,437,897
	その他未収入金		712,740,933
	金銭信託		800,000,000
	たな卸資産		45,254,882
	医薬品及び診療材料		358,287,369
	前渡金		3,744,837
	前払費用		7,874,948
	未収収益		3,629,051
	仮払金		1,467,422
	立替金		5,283,898
	その他流動資産		<u>302,913</u>
	流動資産合計		20,638,668,951
	資産合計		<u>135,283,091,646</u>

負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	2,437,487,017		
資産見返補助金等	281,734,148		
資産見返寄附金	1,471,220,390		
資産見返物品受贈額	12,813,149,002		
建設仮勘定見返運営費交付金等	46,684,280		
建設仮勘定見返施設費	14,994,000		
建設仮勘定見返補助金等	2,340,368	17,067,609,205	
長期寄附金債務		3,499,396,470	
長期借入金		2,158,000,000	
長期未払金		5,217,295,440	
長期リース債務		828,648,996	
資産除去債務		120,238,778	
固定負債合計			28,891,188,889
II 流動負債			
運営費交付金債務		769,011,840	
預り補助金等		5,746,144	
寄附金債務		1,914,235,960	
前受受託研究費等		284,139,436	
前受受託事業費等		745,043,215	
一年以内返済予定長期借入金		575,000,000	
未払金		6,698,367,869	
リース債務		235,769,219	
未払消費税等		18,126,100	
前受金		1,267,940	
預り科学研究費補助金等		281,725,030	
預り金		162,038,163	
前受収益		470,650	
流動負債合計			11,690,941,566
負債合計			40,582,130,455
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金	102,298,793,790		
資本金合計			102,298,793,790
II 資本剰余金			
資本剰余金	7,823,444,594		
損益外減価償却累計額	△26,018,563,209		
損益外減損損失累計額	△640,000		
損益外利息費用累計額	△473,824		
資本剰余金合計			△18,196,232,439
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	5,256,798,401		
目的積立金	2,366,715,745		
積立金	404,056,222		
当期末処分利益	2,570,829,472		
(うち当期総利益 2,570,829,472)			
利益剰余金合計			10,598,399,840
純資産合計			94,700,961,191
負債純資産合計			135,283,091,646

## 損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
業務費			
教育経費		1,442,184,130	
研究経費		2,420,406,842	
診療経費			
材料費	10,758,111,192		
委託費	2,251,534,449		
設備関係費	2,138,639,820		
経費	<u>1,316,302,302</u>	16,464,587,763	
教育研究支援経費		1,012,846,450	
受託研究費		800,467,024	
受託事業費		458,232,016	
役員人件費		96,545,213	
教員人件費			
常勤教員給与	8,974,181,333		
非常勤教員給与	<u>3,397,029,173</u>	12,371,210,506	
職員人件費			
常勤職員給与	9,659,436,743		
非常勤職員給与	<u>2,016,521,168</u>	11,675,957,911	46,742,437,855
一般管理費			1,380,432,522
財務費用			
支払利息			48,542,035
雑損			7,905,450
経常費用合計			<u>48,179,317,862</u>
経常収益			
運営費交付金収益		12,319,105,273	
授業料収益		4,066,310,308	
入学金収益		702,764,400	
検定料収益		150,819,600	
附属病院収益		28,484,441,839	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	293,063,934		
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	<u>512,206,834</u>	805,270,768	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	80,117,728		
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益	<u>578,142,494</u>	658,260,222	
補助金等収益		450,979,843	
施設費収益		148,237,595	
寄附金収益		726,126,516	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	233,146,812		
資産見返補助金等戻入	117,750,026		
資産見返寄附金戻入	203,819,735		
資産見返物品受贈額戻入	124,480,227		
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	<u>502,688</u>	679,699,488	
財務収益			
受取利息	14,341,494		
有価証券利息	<u>4,615,849</u>	18,957,343	
雑益			
財産貸付料収益	53,229,946		
研究関連収入	306,340,419		
その他雑益	<u>667,713,461</u>	1,027,283,826	
経常収益合計			<u>50,238,257,021</u>
経常利益			2,058,939,159
臨時損失			
移設撤去費		<u>135,508,913</u>	135,508,913
臨時利益			
施設費収益		<u>135,508,913</u>	135,508,913
当期純利益			2,058,939,159
前中期目標期間繰越積立金取崩額			<u>511,890,313</u>
当期総利益			<u><u>2,570,829,472</u></u>

キャッシュ・フロー計算書  
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 19,995,714,885
	人件費支出	△ 24,605,591,680
	その他の業務支出	△ 1,285,055,729
	運営費交付金収入	12,784,117,512
	授業料収入	4,168,681,171
	入学金収入	672,176,400
	検定料収入	150,819,600
	附属病院収入	28,405,877,619
	受託研究等収入	929,898,978
	受託事業等収入	637,345,147
	補助金等収入	512,512,458
	寄附金収入	1,088,685,075
	その他の業務収入	726,453,840
	預り金等増減	△ 71,597,315
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>4,118,608,191</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 10,000,000,000
	有価証券の償還による収入	11,000,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,224,913,963
	無形固定資産の取得による支出	△ 185,449,886
	定期預金等の預入による支出	△ 12,500,000,000
	定期預金等の払戻による収入	10,800,000,000
	施設費による収入	1,087,480,850
	差入敷金・保証金の差入による支出	△ 60,000,000
	小計	<u>△ 3,082,882,999</u>
	利息及び配当金の受取額	<u>44,897,470</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 3,037,985,529</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 119,650,052
	長期借入金の返済による支出	△ 575,000,000
	長期借入による収入	<u>1,072,000,000</u>
	小計	<u>377,349,948</u>
	利息の支払額	<u>△ 51,763,030</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>325,586,918</u>
IV	資金増減額	1,406,209,580
V	資金期首残高	<u>5,759,728,821</u>
VI	資金期末残高	<u><u>7,165,938,401</u></u>

## 利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期末処分利益		2,570,829,472
当期総利益	2,570,829,472	
II 利益処分量		
(1) 積立金	550,583,378	
(2) 地方独立行政法人法第40条第3項の規定により 大阪市長の承認を受けようとする額		
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の 改善積立金	2,020,246,094	2,570,829,472

行政サービス実施コスト計算書  
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	46,742,437,855	
一般管理費	1,380,432,522	
財務費用	48,542,035	
雑損	7,905,450	
臨時損失	135,508,913	48,314,826,775
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 4,066,310,308	
入学料収益	△ 702,764,400	
検定料収益	△ 150,819,600	
附属病院収益	△ 28,484,441,839	
受託研究等収益	△ 805,270,768	
受託事業等収益	△ 658,260,222	
寄附金収益	△ 726,126,516	
財務収益	△ 18,957,343	
雑益	△ 720,943,407	
資産見返運営費交付金等戻入	△ 233,146,812	
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 502,688	
資産見返寄附金戻入	△ 203,819,735	△ 36,771,363,638
業務費用合計		11,543,463,137
II 損益外減価償却相当額		2,154,534,951
III 損益外利息費用相当額		167,056
IV 引当外賞与増加見積額		36,518,975
V 引当外退職給付増加見積額		△ 2,103,147,130
VI 機会費用		
国または地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	53,216,001	
大阪市出資等の機会費用	523,128,827	576,344,828
VII 行政サービス実施コスト		<u>12,207,881,817</u>

(注1) 資産見返運営費交付金等戻入△232,400,962円及び建設仮勘定見返運営費交付金等戻入△502,688円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

(注2) 引当外退職給付増加見積額には、大阪市からの派遣職員に係る引当外退職給付増加見積額△367,000,370円が含まれています。

## 注記事項

## (重要な会計方針)

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準  
期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金等の特定の目的で交付された運営費交付金については費用進行基準を採用しています。

- 2 減価償却の会計処理方法

- (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。なお受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	7年～50年
構築物	10年～45年
機械装置	6年
工具器具備品	4年～20年
船舶	6年
車両運搬具	4年～6年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用（地方独立行政法人会計基準第88）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

- (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

- 3 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しています。

- 4 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

- 5 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金より財源措置されるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在籍する役員及び教職員について、当事業年度末の自己都合要支給額から前事業年度末自己都合要支給額を控除し、業務費用として計上した退職給付費用の額を控除して計算しています。

- 6 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しています。

- 7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品

最終仕入原価法

- (2) 医薬品及び診療材料

移動平均法に基づく低価法

ただし、当分の間、最終仕入原価法に基づく低価法によっています。

- 8 未収財源措置予定額の計上基準

業務運営に要する費用等のうち、後年度において財源措置することとされている特定の費用等が発生したときは、その発生した費用等の額を、資産にあっては資本剰余金に計上し、費用にあっては、当該財源の収益科目により収益に計上するとともに、未収財源措置予定額の科目により資産として計上しています。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 大阪市等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃貸借料、相統税標準額に基づく賃料相当額もしくは各地方公共団体の条例における使用料算出基準等を参考として計算しています。

(2) 大阪市出資等による機会費用の計算方法

10年国債の平成26年3月末利回りを参考に0.64%で計算しています。

10 リース取引の会計処理

所有権移転ファイナンス・リース取引を除き、リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を、3百万円未満のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

11 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(貸借対照表関係)

引当外退職給付見積額	12,911,049,474円
引当外賞与見積額	1,199,678,295円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 資金の期末残高と貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	13,665,938,401円
定期預金	6,500,000,000円
資金期末残高	7,165,938,401円

2 重要な非資金取引

(1) 寄附受による資産の取得	330,029,826円
(2) ファイナンス・リースによる資産の取得	882,580,354円
(3) 割賦による資産の取得	2,470,494,184円
(4) 資産除去債務の計上	102,535,096円

3 預り金の受入及び払出については、相殺した純額の増減により表示しています。

(固定資産の減損会計)

翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産

① 固定資産の概要

対象資産	種類	用途	場所
理学部ポンプ室(3)他	建物	一般	大阪市住吉区

② 使用しないという決定を行った経緯

平成21年4月10日、大阪市に公立大学法人施設整備費補助金交付申請書を提出、平成21年5月21日に当該補助金の交付が決定されたことにより、老朽化した理学部学舎の整備事業が決定され、対象資産を取り壊す予定になっています。

③ 使用しなくなる日

平成26年4月1日

④ 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

対象資産	使用しなくなる日における帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額(見込額)
建物	1,373,053	-	1,373,053

(重要な債務負担行為)

(単位：円)

契約内容	契約先	契約年月	契約金額
医学部附属病院 病院情報システムネットワーク機器等一式	富士通リース株式会社	平成25年12月	2,065,480,200 (2,065,480,200)

(注) 債務負担金額については、( )内に記載しています。